

整備主任者法令研修資料 自動車検査員研修

令和 7 年度

【福島運輸支局 地方教材】

監 修 東北運輸局福島運輸支局
発 行 (一社)福島県自動車整備振興会

目 次

＜令和 7 年度 整備主任者法令研修 自動車検査員研修 地方教材＞

1. 整備事業規制のアップデートについて……………	1
2. 認証工場の機器要件の見直し……………	8
3. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和……………	11
4. 大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について……………	16
5. 点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による 作成、保存又は交付に関する取扱いについて……………	18
6. 自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示……………	25
7. 訪問特定整備制度について……………	33
8. 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて……………	50
9. OBD検査関係通達等について ……………	51
10. はじまる、OBD検査 ……………	63
11. 「OBD検査」、「OBD確認」、「OBD点検」、違いは？ ……………	77
12. OBD検査実績等 ……………	78
13. 指定工場におけるOBD検査の判定フローについて ……………	80
14. 自動車特定整備事業者の遵守事項等……………	82
15. 車検証の有効期間の満了する日の 2 月前の日について……………	84
16. 最近の処分状況一覧（東北）……………	85
17. 最近の処分状況一覧（福島）……………	86
18. 自動車検査証記録事項の配布終了について……………	88
19. 令和 6 年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）……………	89
20. 用途等の変更をする使用過程車等の受検にかかるお知らせ……………	91
21. 新規検査等届出に係る取扱い等の変更のお知らせ……………	92

22. 並行輸入自動車にかかる届出様式変更のお知らせ	93
23. OBD検査対象車の受検時のお願い事項のお知らせ	94
24. 電子車検証の注意事項について	95
25. 自賠責不足による保安基準適合証の交付が多発	97
26. 特種用途自動車の車体の形状別有効期間の一覧	98
27. 車検時における総走行距離の確認の徹底について	101
28. 自動車検査員の負担低減に係る法規適合判断に困る事例集	102
29. 自動車整備業賠償共済保険（受託車保険）のご案内	115

1. これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年7月8日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限って備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（2）今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

(参考)各アップデートの解説

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、**認証工場の機器要件**を見直す

廃止

- ・タイヤの傾きを測定する機器(3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・小型・軽・二輪の整備に使用しない機器(3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・エンジン、バッテリーの機能確認のための機器(3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす**指定工場(大型)**の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直しについては、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を**1級自動車整備士**に限る

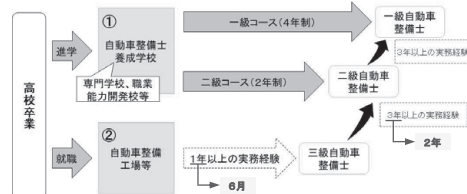
【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための**実務経験期間を短縮**(座学で補完)

2級自動車整備士	3年 → 2年
3級自動車整備士	1年 → 6月
特殊自動車整備士	2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の**点検整備記録簿**の車両への備え付けに代えて、**携帯電話等への「電子的方法」による保存**でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ **整備工場が電子的に発行可能に**

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、**オンライン方式**を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、**目視に代えて、スキャンツール等による確認**でも可とする範囲を拡大する

認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止			追加
タイヤの傾きを測定する機器※ ①トーインゲージ ②キャンバーキャスタゲージ ③ターニングラジャスゲージ 設置を不要とする ※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的	小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器 ④ホイールブール ⑤グリースガン/シャシ・ルブリケーター ⑥ベアリングレースブール 普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き設置を不要とする	整備用スキャンツール等で代替可 ⑦比重計 ⑧エンジンタコメータ ⑨タイミングライト ⑦はバッテリーテスト、⑧⑨は整備用スキャンツールがあれば設置を不要とする	電子整備に必要 ⑩整備用スキャンツール 認証の新規取得時等から義務付け

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす**指定工場(大型)**の最低工員数を緩和(5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

自動運転車の検査員要件の強化

背景

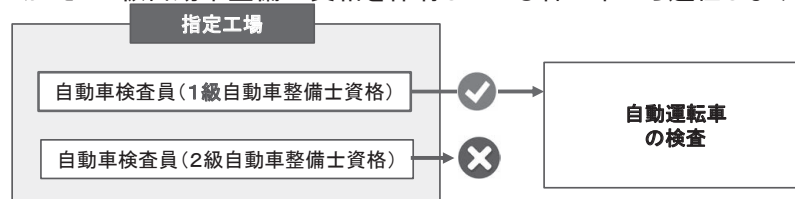
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 令和11年4月1日
その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

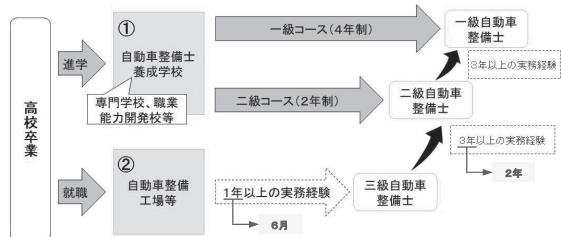
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要（省令）

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年 → <u>2年</u>
3級自動車整備士	1年 → <u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年 → <u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」（紙）を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要（省令）

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。（紙による保存も引き続き可）

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること
※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ① ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ② ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③ 倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④ 二次空気供給装置の機能
- ⑤ 排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



ペダルと床のすき間

(今後)

- ・ スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減(平均)



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和7年10月8日

2. 認証工場の機器要件の見直し

(三級の受験資格)

第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジール・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

イ
ハ
(略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)

第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（口及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二 第十八条第二項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四六(略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記

(三級の受験資格)

第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシシリン・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し一年以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

イ
ハ
(略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)

第十九条の二自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電氣装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二口又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

三次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四六(略)

改正後

別表第五 (第五十七條關係)

対象とする整備の種類	分解整備	電子制御装置	
		整備	
対象とする 装置の種類	原動機	動力伝達装置	走行装置
作業機械等 (略)		操縦装置	制動装置
		緩衝装置	連結装置
		運行補助装置	自動運行装置

改正前

別表第五 (第五十七條關係)

対象とする整備の種類		分解整備						電子制御装置整備		
対象とする装置の種類	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結装置	運行補助装置	自動運行装置		
作業機械等 (略)										

点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2) <u>比重計又はバッテリー・テスト</u>	○								
	(3) <u>コンプレッション・ゲージ</u>	○								
	(4) <u>ハンデイ・バキューム・ポンプ</u>	○	○		○					
	(5) <u>エンジン・タコメスタ又は整備用スキャンツール</u>	○	○		○					
	(6) <u>タイミンズ・ライト又は整備用スキャンツール</u>	○								
	(7) <u>シツクネス・ゲージ</u>	○	○	○	○	○	○			
	(8) <u>ダイヤル・ゲージ</u>	○	○	○	○	○	○			
	(9) <u>タイヤ・ゲージ</u>									
	(10) <u>検車装置</u>	○	○	○	○	○	○			
	(11) <u>一酸化炭素測定器</u>	○								
	(12) <u>炭化水素測定器</u>	○								
	(13) <u>整備用スキャンツール</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1 普通自動車
特定整備事業
で対象とする
自動車がかた
びうを有する
大型特殊自動車
であるものに
あつては、
第9号及び第
13号に掲げる
ものを、カタ
ビウを有しな
い大型特殊自
動車であるも
のにあつては
第13号に掲げ
るものを除
く。

2 小型自動車
特定整備事業
で対象とする
自動車か二輪
の小型自動車
であるものに
あつては、第
10号及び第13
号に掲げるも
のを除く。

点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2) <u>比重計</u>	○								
	(3) <u>コンプレッション・ゲージ</u>	○								
	(4) <u>ハンデイ・バキューム・ポンプ</u>	○	○		○					
	(5) <u>エンジン・タコメスタ</u>	○	○		○					
	(6) <u>タイミンズ・ライト</u>	○								
	(7) <u>シツクネス・ゲージ</u>	○	○	○	○	○	○			
	(8) <u>ダイヤル・ゲージ</u>	○	○	○	○	○	○			
	(9) <u>トーイン・ゲージ</u>		○	○	○	○	○			
	(10) <u>キャンバ・キャスタ・ゲージ</u>		○	○	○	○	○			
	(11) <u>ターニンズ・ラジラス・ゲージ</u>		○	○	○	○	○			
	(12) <u>タイヤ・ゲージ</u>		○	○	○	○	○			
	(13) <u>検車装置</u>	○	○	○	○	○	○			
	(14) <u>一酸化炭素測定器</u>	○								
	(15) <u>炭化水素測定器</u>	○								
	(16) <u>整備用スキャンツール</u>							○	○	○

1 普通自動車
特定整備事業
で対象とする
自動車がかた
びうを有する
大型特殊自動車
であるものに
あつては、
第9号から第
12号までに掲
げるものを除
く。

2 小型自動車
特定整備事業
で対象とする
自動車か三輪
の小型自動車
及び二輪の小
型自動車であ
るもの並びに
三輪の小型自
動車であるも
のにあつて
は、第9号か
ら第11号まで
に掲げるもの
を、二輪の小
型自動車であ
るものにあつ
ては、第9号
から第11号ま
で及び第13号
に掲げるもの
を除く。

										3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の不点検を行わない事業場にあつては、第 6 号、第 11 号及び第 12 号に掲げるものを、内燃機関の不点検を行わない事業場にあつては、第 3 号、第 6 号、第 11 号及び第 12 号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・ブレー	○	○	○	○	○	○	○	○	1 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車(車両総重量が 8 トン未満のもの、最大積載量が 2 トン以下であるもの及び乗車定員が 10 人以下であるもの(大型特殊自動車を除く。))にあつては、第 1 号から第 3 号までのものを除く。
	(2) ベアリング・レース・ブロー	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	○	
備考 (略)										3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の不点検を行わない事業場にあつては、第 6 号、第 14 号及び第 15 号に掲げるものを、内燃機関の不点検を行わない事業場にあつては、第 3 号、第 6 号、第 14 号及び第 15 号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・ブレー	○	○	○	○	○	○	○	○	2 小型自動車特定整備事業又は軽自動車特定整備事業にあつては、第 1 号から第 3 号までのものを除く。
	(2) ベアリング・レース・ブロー	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	○	
備考 (略)										

3. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和

【別添】

国 自 整 第 77 号

令和 7 年 7 月 8 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

指定自動車整備事業の指定を受けた事業場（以下、指定工場という。）は、道路運送車両法令が定める基準に従った設備、技術及び管理組織を有することが求められており、また、事業の基礎が強固であり、健全な経営を行うことが求められるとともに、労働安全の確保や整備品質の確保はもとより、不正行為が無いよう、適切かつ公正に検査業務などを行うことが求められている。現在、大型車を扱う指定工場においては、5人以上の工員を必要としているところであるが、現行の要件が規定された平成19年4月と比べると、整備作業の省力化に資する設備や機器の導入などが進み、作業環境が変化し、業務効率化が図られているところである。

また、令和6年6月に閣議決定された「規制改革実施計画について」（令和6年6月21日閣議決定）において、「自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。」とされているところである。

これらを踏まえ、下記の通達について、別添1から3のとおり新旧対照表により改正したので、了知されるとともに遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
2. 「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について
3. 電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について （依命通達）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
（令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 最終改正 令和 7 年 7 月 8 日	国自整第 353 号 令和 2 年 4 月 1 日 <u>国自整第 77 号</u> 各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 物流・自動車局長 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達） 本文 （略） 別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領 目次 第 1 節から第 6 節（略） 第 1 節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）

(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車という。	(新設)
(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア〜ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。	(新設)
ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）	
イ ホイールドリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）	
ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）	
(12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。	(10) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。
(13) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。	(11) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。
(14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。	(12) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。
(15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。	(13) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。
(16) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。	(14) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。
(17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。	(15) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。
(18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届	(16) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準				
1 工員数、設備の有無等の基準				
番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考	考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上		
(新設)	(新設)	(新設)		

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準				
1 工員数、設備の有無等の基準				
番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考	考
1-1-1	工員数 (対象自動車の種類に大型車を含まない場合)	4人以上		
1-1-2	工員数 (対象自動車の種類に大型車を含む場合)	5人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、4人以上 ①工員の処遇が		

4. 大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

【別添】

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 9 日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付、国自整第 353 号）「以下、指導要領という。」を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2 種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあっては、4 人以上と緩和したところでは、

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別紙のとおり整理しましたので業務の参考としてください。

なお、関係団体あて別添のとおり通知しております。

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の１．～３．の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

１．「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- （１）工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容を管理できる体制を構築している。
- （２）入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- （３）その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

２．「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- （１）給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- （２）工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- （３）工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- （４）工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- （５）指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- （６）工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- （７）その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

３．「工員の質が適切に確保されていること」について

- （１）一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- （２）二級自動車整備士資格保有者を２人以上確保している。
- （３）自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- （４）工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- （５）その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。

5. 点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

【別添】

国自整第85号
令和7年7月8日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平成30年4月19日付け国自整第29号）は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - （1）点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - （2）点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
 - (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
 - ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

- (5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

- ① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
- ② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
- ③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

- ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
 - ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。
- (3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

- (1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

（2）第24.（1）の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

（3）特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、（1）のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

（4）（3）の承諾が得られなかった場合又は（3）の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

（5）特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

（1）点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

（2）点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第31.（1）の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

（答）

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

（答）

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

（答）

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

（答）

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
- ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

- ✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。
 - ✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携行しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合
 - ✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

6. 自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

○国土交通省告示第五百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示
自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
2 日常点検の実施の方法 (略) 日常点検の実施方法			2 日常点検の実施の方法 (略) 日常点検の実施方法		
点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
運転席での点検	ブレーキ・ペダルのきき	○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいったいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であるかを点検します。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みこたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。) ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサーが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。	運転席での点検	ブレーキ・ペダルのきき	○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいったいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であるかを点検します。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みこたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。) ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	(略)	(略)
	□取付けの状態		
		○ デイスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ デイスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマーなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。	
	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(注) 1 ～ 4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	(略)	(略)
	□取付けの状態		
		○ デイスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ デイスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマーなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一 体で覆うインジケータにあつては、目視によりデイスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。	
	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(注) 1 ～ 4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	事業用など		被牽引自動車	
				大型特殊			
(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 ブレーキ・ペダル （ブレーキ）	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	(遊びの点検) ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、フースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (踏み込んだ時の床板とのすき間の点検) ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。	
(略)	(略)	(略)					(略)
(略)	(略)	(略)					(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	事業用など		被牽引自動車	
			大型特殊				
(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 ブレーキ・ペダル (ブレーキ)	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月		○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、フースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。
(略)	(略)	(略)					(略)
(略)	(略)	(略)					(略)

(略)		(略)			(略)
機能	12月	12月	12月		
倍力装置 ブレーキ・ブラスタ				<真空又は空気倍力式> ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カッタなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。	

＜空気油圧複合式＞				
（略）	（略）	（略）	（略）	○ エア・タンク内圧力が規定値の状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離れたときにブレーキの引きずりが無いかをブレーキ・テストなどを使用して点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)		(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
	二次空気供給装置の機能	2 年	12 月	12 月	12 月	
一酸化炭素等発散防止装置						○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) ○ J-OB D II又はWLT P-OB Dが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		排気ガス再循環装置の機能	2 年	12 月	12 月	○ エンジン暖機状態で、EGRCコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) ○ J-OB D II又はWLT P-OB Dが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
		(略)	(略)			(略)

(略)		(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
	二次空気供給装置の機能	2 年	12 月	12 月	12 月	
一酸化炭素等発散防止装置						○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) ○ エンジン暖機状態で、EGRCコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		排気ガス再循環装置の機能	2 年	12 月	12 月	
		(略)	(略)			(略)

(略)	(略)	(略)			(略)
		1 年	6 月	6 月	3 月
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷				
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2 年	12 月	12 月	12 月
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、悪臭のあるガス	一酸化炭素等発散防止装置	2 年	1 年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

(略)	(略)	(略)			(略)
		1 年	6 月	3 月	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷				
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2 年	12 月	12 月	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、悪臭のあるガス	一酸化炭素等発散防止装置	2 年	1 年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

有害なガスの発散防止装置				○ J-OBDDIIが装着されている自動車にあっては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

有害なガスの発散防止装置				(略)
	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
 この告示は、令和七年十月八日から施行する。

7. 訪問特定整備制度について

訪問特定整備制度について

国土交通省 東北運輸局
自動車技術安全部 整備・保安課

令和7年6月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(参考)本資料で用いる用語の定義



用語	内容
法	「道路運送車両法」(昭和26年法律第185号)をいう。
施行規則	「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)をいう。
実施規程	「自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程」(令和7年国土交通省告示第255号)をいう。
特定整備	法第49条第2項の特定整備をいう。
事業場	法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。
自動車特定整備事業者	法第78条第4項の自動車特定整備事業者をいう。
訪問特定整備士等	訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士をいう。
訪問特定整備士証	訪問特定整備士等の身分を示す証票をいう。
訪問特定整備等	訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。
訪問特定整備等事業者	自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出た自動車特定整備事業者をいう。
訪問特定整備等管理者	整備主任者であって訪問特定整備等に関する事項を統括管理する者をいう。
訪問特定整備等補助者	一級又は二級の自動車整備士の技能検定(原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者(訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。)であって、依頼者からの問合せの対応、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者をいう。
訪問特定整備等料金	訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。)をいう。
第三者確認	自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認をいう。
他事業場	訪問特定整備を行う場所が法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。

訪問特定整備制度とは [令和7年6月30日施行]

- 道路運送車両法第49条第2項に規定する「特定整備」を行う事業を営もうとする者は、同法第78条第1項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、設備及び従業員の基準を満たした事業場において特定整備を実施しているところです。
- 訪問特定整備制度とは、安全を担保する一定ルールのもと、認証を受けた自動車整備工場が、事業場以外の場所において特定整備を行うことができるようになる制度です。（作業場所に着目した制度）
- この新しい制度を活用すれば、次のようなことが可能となります。
 - ・運送事業者やレンタカー事業者など、大量に保有する自動車を点検整備のために認証整備工場に持ち込むことを苦勞していた者の車庫に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・大型特殊自動車の車庫に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・整備士不足のため自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者の作業場に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・自動車ユーザーの自宅等に訪問して特定整備を行うこと。
- 訪問特定整備制度には、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります。
- 訪問特定整備と限定訪問特定整備は、いずれも認証整備工場に対して実施することを義務化するものではありません。
- リコール作業の実施場所は自動車メーカーが定めるものであるため、訪問特定整備と限定訪問特定整備によるリコール作業が直ちに解禁されるものではありません。



訪問特定整備制度の主なポイント

- 認証を受けた自動車整備工場でなければ訪問特定整備等を行うことはできません。（＝整備士個人や認証を受けていない工場が訪問特定整備等を行うことはできない）
- 訪問特定整備等に関する責任は、訪問させる整備士でなく、認証整備工場が負います。
- 自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備及び訪問特定整備等の作業を、別の訪問特定整備等事業者にも再委託することはできません。（責任の所在が不明確になることを防止する）
- 訪問先の作業場所は、自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置又は自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県でなければなりません。
- 訪問させる整備士は、一定の実務経験を有する一級又は二級の整備士であって、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた者でなければなりません。
※条件を満たす場合には、三級の整備士、車体の整備士、電気装置の整備士を訪問させることも可
- 訪問特定整備等の作業中も、自らの事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を常時確保しなければなりません。※一部の事業場を除く。
- 訪問特定整備等を行う認証整備工場には、追加のルールが適用されます。（主なもの）
 - ・整備主任者に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければなりません。
 - ・訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を定期的に実施し、教育内容等の電磁的記録を2年間保存しなければなりません。
 - ・自ら管理するWebサイトに訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃や旅費等）を掲載しなければなりません。
 - ・依頼者に対し、訪問特定整備等を行う前に訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供し、また、訪問特定整備等を行った後に請求する訪問特定整備等の作業に係る料金を記録した電磁的記録を提供しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等の作業に関する帳票類の電磁的記録を2年間保存しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受けなければなりません。
 - ・訪問特定整備等に関する各種届出は、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に、必要な事項等を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。



「訪問特定整備」とは

■訪問先で作業できるもの

- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備
- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備を伴う定期点検整備
- 特定整備を伴わない点検整備

■上記にかかわらず訪問先では作業できないもの

- 指定自動車整備事業者が保安基準適合証等を交付するために行う点検整備、OBD確認

■訪問先の作業場所の要件(全て満たす必要があります)

- 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。
 - 次のいずれかを満たすこと。
 - ・自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にある。
 - ・自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県にある。
 - 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する設備基準を満たすこと。
 - ・現行の施行規則 別表第4に掲げる規模の車両置場を有すること。
 - ・現行の施行規則 別表第4に掲げる規模の屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができる。
 - ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
 - ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
 - ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場には、現行の施行規則別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- ただし、屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場に現行の施行規則別表第5に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす。(自らの事業場に備えた作業機械等を持参することにより、自らの事業場に備える施行規則別表第5に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。)
- ・自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係るものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。



■訪問先で作業できる期間

- 訪問特定整備の作業開始日を含む連続した3日(離島において訪問特定整備を行う場合は5日)を超えない期間に限る。

必要な作業場と車両置場の面積、必要な作業機器等

面積等の基準
屋内作業場等は、対象としている自動車の種類や整備の種類、装置の種類ごとに下表のように定められています。
なお、二種以上の自動車の自動車の特定整備を行う場合は、それぞれ該当する種類に定められた基準に適合することが必要となります。

対象とする自動車の種類	特定整備の種類	対象とする整備の種類	屋内作業場の規模の基準				電子制御装置点検整備作業場の規模の基準				車両置場の規模の基準			
			車両整備作業場		部品整備作業場		点検作業場		点検作業場		点検作業場		点検作業場	
			開口	奥行	開口	奥行	開口	奥行	開口	奥行	開口	奥行	開口	奥行
普通自動車(大型)	分解整備	原動機	5m以上	13m以上	12m ² 以上	5m以上	13m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
普通自動車(中型)	分解整備	原動機	5m以上	12m以上	7m ² 以上	5m以上	12.5m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
普通自動車(小型)	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12m ² 以上	5m以上	10m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
大型特殊自動車	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12m ² 以上	5m以上	10m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
普通自動車(小型)	分解整備	原動機	4.5m以上	8m以上	10m ² 以上	4.5m以上	8m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
普通自動車(小型)	分解整備	原動機	4.5m以上	7m以上	6m ² 以上	4.5m以上	7m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
普通自動車(小型)	分解整備	原動機	3m以上	7.5m以上	6m ² 以上	3m以上	7.5m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
普通自動車(小型)	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8m ² 以上	4m以上	8m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
小型自動車(二輪)	分解整備	原動機	3m以上	3.5m以上	4m ² 以上	3m以上	3.5m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
軽自動車	分解整備	原動機	3.5m以上	4.4m以上	4.5m ² 以上	3.5m以上	4.4m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
軽自動車	分解整備	原動機	2.5m以上	4.7m以上	4.5m ² 以上	2.5m以上	4.7m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												
軽自動車	分解整備	原動機	2.5m以上	4.7m以上	4.5m ² 以上	2.5m以上	4.7m以上							
		動力伝達装置												
		走行装置												
		操縦装置												



注1. 図の下の記号はそれぞれの装置の記号であり、口で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械等です。
 注2. すべて装置を特定整備事業の対象とする場合には、上記のすべての作業機械等が必要です。
 注3. 図中の記号は、それぞれ次の場合には当該作業機械等については備え付けなくてもよいものです。
 一 二種、二種の小型自動車のみを自動車分解整備事業の対象とする場合
 二 三種の小型自動車のみを自動車分解整備事業の対象とする場合
 三 二種の小型自動車及び強化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない場合
 四 内燃機関の点検を行わない場合

○電子制御装置整備の認証を取得するには上記以外に、電子制御装置整備を行うための「点検・整備に係る情報を入手できる体制」が必要です。

東北運輸局Webサイトに掲載している認証整備工場向けパンフレット「自動車整備工場の経営を希望される皆様へ」の中にも同じ情報が記載されていますので活用ください。



https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/content/00_0255667.pdf

「限定訪問特定整備」とは

■訪問先で作業できるもの

- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備のうち、次に掲げるもの
 - ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ(ブレーキキャリパ)を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド(通常使用、事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。)の交換
 - ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト(ナックルとの連結部に限る。)、走行装置のうちフロント・アクスル(ロアアームとナックルの連結部に限る。))又はかじり装置のうちタイロッドエンド(ナックルとの連結部に限る。))若しくはステアリングシャフト(後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。))の取り外し及び取り付け
 - ・大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじり装置のうちステアリング用油圧ホース(当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。))の交換
- 特定整備を伴わない点検整備

■上記にかかわらず訪問先では作業できないもの

- 特定整備を伴う定期点検整備、指定自動車整備事業者が保安基準適合証等を交付するために行う点検整備、OBD確認

■訪問先の作業場所の要件(全て満たす必要があります)

- 次のいずれかを満たすこと。
 - ・自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にある。
 - ・自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県にある。
- 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側(自動車の前後も含む。)から50cm以上のスペースがあること。
- 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに30cmを加えた高さ以上であること。
- 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
- 法第2条第6項の「道路」(道路交通法第77条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。))又は共有の私道若しくは駐車場(駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。))でないこと。
- 都市計画法第4条第14項及び都市計画法施行令第1条の2に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
- 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。
- そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

訪問特定整備等に従事させることができる者

訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等に従事させることができる者は、自らの事業場に在籍する訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士の3種類です。
なお、訪問特定整備士等は、他の事業場の訪問特定整備士等になることができません。



名称	要件 (それぞれに掲げる要件を全て満たすこと)	訪問特定整備等に従事させる条件
訪問特定整備士	○一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に訪問特定整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	なし
準訪問特定整備士	○三級の自動車整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に準訪問特定整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	次のいずれかの場合に限る。 ○同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合 ○訪問特定整備等管理者が「高度な管理手法」※1により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合
訪問車体・電気装置整備士	○自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に訪問車体・電気装置整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	作業できる訪問特定整備は、電子制御装置整備に限る。

※1:「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理することをいいます。

- 訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務を、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うこと。
- 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
- 訪問特定整備等管理者のほかに、訪問特定整備等補助者を任命すること。

訪問特定整備等に関する事項の統括管理

訪問特定整備等事業者は、自らの事業場に在籍する整備主任者のうち、少なくとも1人に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければなりません。

なお、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、統括管理業務等は、他の訪問特定整備等管理者が行わなければなりません。

また、訪問特定整備等管理者は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができません。

訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務の例

- 訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認
- 依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認
- 依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示
- 依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録
- 訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後のできばえ確認
 - ・依頼者に説明した必要と認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認
 - ・概算見積りを記録した電磁的記録(作業指示書)の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認
 - ・訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認
 - ・訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認
 - ・訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録
- できばえ確認を行った後に特定整備記録簿に法第91条第1項各号、施行規則62条の2各号に規定する事項及び訪問特定整備等に係る事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと
- 依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認
- 「高度な管理手法」を採用した場合の業務
 - ・依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等の任命
 - ・訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理(必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等)
 - ・訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示

※これらの統括管理業務等は、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができます。

訪問先において訪問特定整備等の作業を行うときのルール

■訪問特定整備等の作業開始のルール

- 訪問特定整備等管理者は、次のいずれか一つに該当する場合には、訪問特定整備士等に対して訪問特定整備等の作業開始の指示をしてはなりません。
 - ・依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合
 - ・依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合
 - ・強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合
 - ・依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合
- 訪問特定整備士等は、訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後でなければ、当該作業を開始してはなりません。

■訪問先において、訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合のルール

- 訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければなりません。
 - ・強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合
 - ・訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合
 - ・依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合
 - ・予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合
 - ・依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合
 - ・上記に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合
- 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等から連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断その他の必要な指示をしなければなりません。
- 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければなりません。

※これらの統括管理業務等は、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができます。

一連の流れのイメージ(訪問特定整備)

項目	訪問特定整備等事業者	訪問特定整備等管理者	訪問先の訪問特定整備士等
1. 依頼を受けた内容と作業場所が要件を満たすことの確認	—	担当	—
2. 概算見積り書の作成、提供	担当	—	—
3. 訪問特定整備を実施するための届出を前日までに運輸支局アドレスに送信	担当	—	—
4. 訪問特定整備士証の提示	—	—	担当
5. 訪問特定整備等事業者である旨を示す証票を掲示	—	—	担当
6. 作業場所が要件を満たすことを確認	—	担当	—
7. 受入点検	—	—	担当
8. 依頼者に対して作業内容の説明	—	担当	—
9. 依頼者の同意取得	—	—	担当
10. 作業前の写真撮影	—	—	担当
11. 作業開始の指示	—	担当	—
12. 作業開始 ～ 作業終了	—	—	担当
13. できばえ確認	—	担当	—
14. 依頼者に対して作業内容の説明	—	担当	—
15. 請求書の作成、提供	担当	—	—
16. 依頼者の同意取得	—	—	担当
17. 作業後の写真撮影	—	—	担当
18. 全行程の作業完了の確認	—	担当	—
19. 帳票類の保存	担当	—	—

訪問特定整備等管理者等に対する教育

訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければならない。実施後、教育内容等を記録した電磁的記録を作成し、教育を行った日から2年間保存しなければならない。

なお、自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受講させて、その受講記録を保存することに代えることもできます。

- ①訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者
- ②最後に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた日から2年を経過した者

教育の内容	次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。 ○訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力 ○訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力 ○限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識 ○限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力 ○訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件 ○上記のほか訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力
教育記録の作成・保存	次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成する。 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の年月日 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の内容、方法及び時間 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行った者が特定できる情報 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報

訪問特定整備等事業者の遵守事項①

訪問特定整備等事業者は、自らの事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保しなければなりません。

分解整備のみの認証取得	電子制御装置整備のみの認証取得	分解整備及び電子制御装置整備の認証取得	訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間の自らの事業場の体制 (事業場に残っていなければならない者)	
対象	対象	対象	特定整備に従事する従業員	2人以上 (指定整備工場として整備及び検査を行う場合は4人以上(対象が普通自動車(大型)の場合は5人以上))
対象	—	—	一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士を除く。)	1人以上
—	対象	—	一級の自動車整備士の技能検定に合格した者(一級二輪自動車整備士を除く。)又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者	
—	—	対象	一級の自動車整備士の技能検定に合格した者(一級二輪自動車整備士を除く。)又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者	
対象	—	対象	一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者と全従業員の割合	1/4以上 (指定整備工場として整備及び検査を行う場合は1/3以上)
—	対象	—	一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者と全従業員の割合	

※従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、継続検査等を受けるために定期点検及び定期点検整備を行い運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が、各月において5台以上存在する事業場については、複数の事業場を有する事業者(親会社等及び子会社等のいわゆる「グループ会社」を含む。)を除き、この規定は適用しません。

訪問特定整備等事業者の遵守事項②

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等事業者である旨を示す証票について、訪問特定整備等を行う場所において公衆の見やすいように表示するとともに、自ら管理するWebサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければなりません。

○証票は、右図の様式の記載例に従って、届出を行った運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するWebサイトにアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示しなければなりません。

○証票の塗色は、水色地に黒文字とします。

○証票は、金属製、合成樹脂製又はタブレット等の電子機器に保存した電磁的記録とします。

○証票を表示する場所は、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面など依頼者、公衆等の見やすい場所とし、訪問特定整備等の作業時間中のみ表示しておくこととします。

※できれば確認や写真撮影をするときも証票を表示しておく必要があるため、タブレット等を用いる場合には表示用と撮影用の2台を準備する必要があります。

○証票を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するWebサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページとし、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しておかなければなりません。



宮城運輸支局長届出	
訪問特定整備事業	
普通自動車(大型) (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
普通自動車(中型) (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
大型特殊自動車 (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
普通自動車(小型) (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
普通自動車(乗用) (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
小型四輪自動車 (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
小型三輪自動車 (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
小型二輪自動車 (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
軽自動車 (訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
<事業者の情報>	
事業者名 株式会社国土交通省	
事業場名 国土交通自動車仙台店	
所在地 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	
電話番号 022(XXX)XXXX	
認証番号 東北整認第3-XXXXX号	

11cm 以上

15cm 以上

訪問特定整備等事業者の遵守事項③

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃、旅費等の内訳を含む。)について、自ら管理するWebサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければなりません。

○訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載の内容は、次のとおりです。

・施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、訪問特定整備等の作業別の料金、旅費、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」をいう。)の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載したものであること。

・訪問特定整備等の作業別の料金は、自らの事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはならないものとする。
※整備品質や安全性を担保する目的です

・掲載する料金により行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしたものであること。

○料金を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するWebサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページでなければなりません。



訪問特定整備等事業者の遵守事項④

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等に身分を示す証票を携帯させ、初回訪問時及び訪問特定整備等の依頼者から求められたときは、これを提示させなければなりません。

○訪問特定整備等事業者は、右図の様式の記載例に従って、訪問特定整備士等の身分を示す訪問特定整備士証を作成し、訪問特定整備士等に交付しなければなりません。

- ・西暦又は和暦を問いません。
- ・原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載してください。
例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載してください。
- ・写真の規格は、本人のみ上半身から上が撮影されたもの、届出前6か月以内に撮影されたもの、無帽で正面を向いたもの(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)、背景や影がないものとします。

(第1面)

訪問特定整備士証		写真 縦 3cm 横 2.4cm
氏 名	東北 一郎	
生年月日	1980年12月31日生	
合格した技能検定の種類	二級自動車整備士 (ガソリン・ディーゼル)	
合格証書番号	東北二か第 XXXX 号 東北二ち第 XXXX 号	
上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。 2025年7月1日(訪問特定整備士として届け出た日) 株式会社国土交通省 国土交通自動車仙台店		

○訪問特定整備士等は、訪問特定整備士証の電磁的記録を保存したタブレット等の電子機器を携帯し、初回訪問時及び依頼者から求められたときに、当該依頼者に対して、当該電子機器に保存された訪問特定整備士証の電磁的記録を提示することでも構いません。

○訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたときは、その者に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければなりません。

(第2面)

訪問特定整備等事業者及び事業場の詳細	
訪問特定整備事業者の氏名及び名称	株式会社国土交通省
住 所	東京都千代田区豊が岡2-1-3
電 話 番 号	03 (XXX) XXXX
第1面の者が在籍する事業場の 名 称	国土交通自動車仙台店
所 在 地	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電 話 番 号	022 (XXX) XXXX
認 証 番 号	東北整備第 3-XXXX号

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑤

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明し、訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。)の概算見積りを記録した電磁的記録を提供しなければなりません。

○訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明の流れは次のとおりです。

・依頼のあった内容を十分に確認する



・概算見積りを作成して提供する



・当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行う



・必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性及び当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明する



・必要に応じて概算見積りを修正して提供する

○訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録には、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記録するものとします。

○訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り(その内訳を含む。)について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとします。

また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録しておくこととします。

○上記の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録した電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員(訪問特定整備士等を除く。)が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。

※提示だけでは足りず、依頼者の電子メールアドレスにこれらの電磁的記録を送付することなどがが必要です。

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑥

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録を提供しなければなりません。

○訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行うものとします。

○訪問特定整備等事業者が依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録には、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要した費用等の内訳を記録するものとします。
なお、当該電磁的記録の表題、様式等は問いません。

○上記の依頼者に対する説明及び電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員(訪問特定整備士等を除く。)が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。

※提示だけでは足りず、依頼者の電子メールアドレスにこれらの電磁的記録を送付することなどがが必要です。

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑦

訪問特定整備等事業者は、次の電磁的記録について、当該訪問特定整備等を行った日から2年間保存しなければなりません。

- 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録
- 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録
- 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ
- 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- 交換した部品を撮影した画像データ
- 訪問特定整備等料金を記録した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録

- 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録の保存方法の例は、次のとおりです。
 - ・インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録された電磁的記録を保存する方法
 - ・タブレット等の電子機器に表示した同意書等の電磁的記録に依頼者に電子サインをさせ、当該電磁的記録を保存する方法
- 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録は、依頼者に提供した概算見積りの電磁的記録の元データを保存するものとします。
- 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件(位置要件を除く。)又は限定訪問特定整備の作業場所の要件(位置要件を除く。)を全て満たすことが分かるように撮影したものとします。
- 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データには、訪問特定整備等の作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号又は車両番号(自動車登録番号又は車両番号がない車両の場合には車台番号)を撮影したもののも含めることとします。
また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものと並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号又は車両番号(自動車登録番号又は車両番号がない車両の場合には車台番号)を撮影したもののも含めることとします。
- 交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品及び交換後の部品の全体を撮影したものと並びに交換後の部品が特定できる情報(部品番号等)を含めることとします。
- 請求書、納品書、領収書等の電磁的記録は、依頼者に提供した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録の元データを保存するものとします。

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑧

訪問特定整備等事業者は、実施規程の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合は、直ちに、その旨を自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に報告しなければなりません。

- 「実施規程の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合」に該当するかどうかは、訪問特定整備等事業者が、訪問特定整備制度に関する法令等を参照して判断しなければなりません。
- 「訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次のいずれかの場合とします。
 - ・訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生した場合
 1. 死亡
 2. 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの
 - ・火災が発生した場合

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑨

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受け、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に当該確認の結果を報告しなければなりません。

- 「訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者」とは、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者をいいます。
 - ※自動車整備振興会などの業界団体や弁護士等もこれに該当します。
 - ※第三者確認の実施主体は客観性及び独立性を有することが必要であり、グループ会社の事業者が相互に第三者確認を実施することはできません。
- 第三者確認は、訪問特定整備等事業者の申出により行うものとします。
- 訪問特定整備等事業者は、次に掲げる頻度で第三者確認を受け、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に当該確認の結果を報告しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等を開始した日から1年を経過する日から起算して、2年を経過する日までの間に少なくとも1回以上
 - ・最後に第三者確認を受けた日から1年を経過する日から起算して、2年を経過する日までの間に少なくとも1回以上
- 第三者確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているかどうかについて確認を行い、その適否を決定するものとし、確認項目の例は次のとおりです。
 - ・訪問特定整備等管理者による統括管理業務が適切に行われているかどうか。
 - ・訪問特定整備等に従事させている者は適切かどうか。
 - ・訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育が適切に行われているかどうか。
 - ・課せられている遵守事項について遵守しているかどうか。
- 訪問特定整備等事業者は、第三者確認の結果が「否」となったときは、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、訪問特定整備等事業の廃止届を提出しなければなりません。

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑩

訪問特定整備等事業者は、特定整備記録簿に、訪問特定整備等に係る事項も記載又は記録しなければなりません。

- 特定整備記録簿には、訪問特定整備等に係る次に掲げる事項も記載又は記録しなければなりません。
 - ・訪問特定整備又は限定訪問特定整備のどちらを実施したか
 - ・訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地
 - ・訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号
 - ・当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名
- 特定整備記録簿にスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に別の書面(別の電磁的記録)を保存することでも構いません。
 - 例：特定整備記録簿を書面で作成した場合は、特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めする
 - 特定整備記録簿を電磁的記録で作成した場合は、特定整備記録簿及び別の電磁的記録を一つのPDFファイルに結合する
- 訪問特定整備等に係る特定整備記録簿の記載例は次のとおりです。

【例1】訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

「限定訪問特定整備」の実施場所
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
担当訪問特定整備士
東北 太郎

【例2】訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

「訪問特定整備」の実施場所(他事業場)
宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-15
上記他事業場の名称
国土交通自動車扇町店
上記他事業場の認証番号
東北整認第3-XXXX号
担当訪問特定整備士
東北 太郎

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑪

- 訪問特定整備等事業者は、自動車特定整備事業者として、施行規則第62条の2の2第1項各号に規定する事項を遵守しなければなりません。
- 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の関係する法令を遵守しなければなりません。
- 訪問特定整備等事業者は、次項の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月45時間かつ年360時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月100時間未満かつ2～6か月平均を80時間以内となるようにしなければなりません。
- 臨時的な特別の事情があって訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に関し、次の事項を遵守しなければなりません。
 - ・時間外労働時間を年720時間以内とすること
 - ・時間外労働時間と休日労働時間の合計を月100時間未満とすること
 - ・時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「2か月平均」、「3か月平均」、「4か月平均」、「5か月平均」及び「6か月平均」の全てが1月当たり80時間以内とすること
 - ・時間外労働時間が月45時間を超える月を年6か月以内とすること
- 訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ・訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。
- 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償することが望ましいため、これらの損害を補償できるよう、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置をとらなければなりません。

訪問特定整備等の具体的違反事例の紹介①

訪問特定整備制度を活用するにあたり、法令等への違反行為を行った場合には、「事業の停止命令」や「認証の取消し」といった行政処分の対象となります。
訪問特定整備及び限定訪問特定整備に関する違反点数と事業の停止日数は次のとおりとなりますので、適正な訪問特定整備制度の運用をお願いいたします。

具体的違反事例	違反点数	備考
①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	15点	次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。)での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施(訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)
②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施	15点	
③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15点	
④法第94条の5第1項の整備として訪問特定整備を実施	15点/台	・5台以上は取消 ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。
⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15点/台	・5台以上は取消 ・法第48条第1項の点検又は法第94条の5第1項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施(限定訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)を含む
⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点	
⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点	

訪問特定整備等の具体的違反事例の紹介②

具体的違反事例	違反点数	備考
⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点	
⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務
⑩訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の全部又は一部未実施	6点	
⑪訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の記録を2年間保存していない	6点	訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の記録を作成していない場合も含む
⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点	
⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	6点	自ら管理するWebサイトに証票を掲載していないことを含む
⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点	
⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2点	
⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点	
⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点	
⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった	15点	
㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	2点	
㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない	12点	
㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15点	訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
㉔訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15点	
㉕対象とする自動車の種類以外を特定整備	10点	
㉖業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	10点	

訪問特定整備等の具体的違反事例の紹介③

違反事業場について、違反点数の合計が10点以上の場合は、下表に応じて、違反事業場の事業の停止を命ずることになります。

更に、訪問特定整備及び限定訪問特定整備については、違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずることになりますが、事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から事業の停止日数を差し引いた日数について、違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずることになります。

なお、違反点数の合計が180点以上となった場合には、違反事業場の認証の取消しとなります。

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10 ～ 19	10	100 ～ 109	55
20 ～ 29	15	110 ～ 119	60
30 ～ 39	20	120 ～ 129	65
40 ～ 49	25	130 ～ 139	70
50 ～ 59	30	140 ～ 149	75
60 ～ 69	35	150 ～ 159	80
70 ～ 79	40	160 ～ 169	85
80 ～ 89	45	170 ～ 179	90
90 ～ 99	50	180以上	認証の取消し

例①：違反点数の合計が65点の場合

特定整備事業全体の停止 35日間
+
訪問特定整備等の停止上乗せ 35日間

例②：違反点数の合計が125点の場合

特定整備事業全体の停止 65日間
+
訪問特定整備等の停止上乗せ 25日間

例③：違反点数の合計が175点の場合

特定整備事業全体の停止 90日間
+
訪問特定整備等の停止上乗せ なし

訪問特定整備等事業者が電子メールで届出する事項及び情報

訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項及び情報を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。※代理の電子メール送信は不可
また、届出した事項又は情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。

届出の種類	様式 1	様式 2	様式 3-1	様式 3-2-1	様式 3-2-2
限定訪問特定整備であって、訪問特定整備士のみが従事する場合	届出要	—	—	—	—
限定訪問特定整備であって、訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合	届出要	届出要	—	—	—
他事業場で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士のみが従事する場合	届出要	—	届出要	—	—
他事業場で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合	届出要	届出要	届出要	—	—
他事業場以外の場所で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士のみが従事する場合	届出要	—	—	届出要	届出要
他事業場以外の場所で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合	届出要	届出要	—	届出要	届出要

※訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間の自らの事業場の体制要件を適用しない事業場の場合には、様式4も届け出ること。
※訪問特定整備を行う場合には、訪問特定整備の作業を行う期間における、訪問先の作業場の使用に関する賃貸借契約書等の電磁的記録も届け出ること。

○届出の形式上の要件を満たしている場合は、当該届出の電子メールが運輸支局に到達したときに効果が発生します。運輸支局が要件等の確認・審査をする性質のものではないため、運輸支局の開庁時間以外であっても届出は有効です。
なお、運輸支局から届出が到達した旨の電子メールの返信はありません。

○訪問特定整備等を辞める(廃止※)こととした場合は、その日から30日以内に、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。
※訪問特定整備と特定整備事業(認証)の両方を廃止する場合にはそれぞれ届出が必要です。

東北運輸局管内における電子メールの送信ルール

- 訪問特定整備等に関する届出の福島運輸支局の専用電子メールアドレスは下表のとおりです。
(各運輸支局の届出専用メールアドレスは国土交通省Webサイトにも掲載します(6月下旬頃を予定))

福島運輸支局	tht-fks-houmon@ki.mlit.go.jp
--------	------------------------------



- 電子メールの件名欄には、「自らの事業場の認証番号」、「事業場名」を記載してください。(それぞれの間は半角アンダーバーでつないでください)

【例】 認証番号△-XXXX_〇〇自動車整備工場

- 電子メールの本文欄には、「訪問特定整備等の別(訪問特定整備、限定訪問特定整備)」、
➤ 「新規届出・変更届出の別」、
➤ 「自動車整備振興会会員の別(会員、会員外)」を記載してください。

【例】 訪問特定整備等の別 : 訪問特定整備
新規届出・変更届出の別 : 新規届出
自動車整備振興会会員の別 : 会員

- 電子メールに添付する電磁的記録のファイル名は、「自らの事業場の認証番号」、「事業場名」、「届出日8桁(西暦4桁+月2桁+日2桁)」を記載してください。(それぞれの間は半角アンダーバーでつないでください)

【例】 認証番号△-XXXX_〇〇自動車整備工場_20250710

- 様式1、様式2、様式3-1、様式3-2-1、様式3-2-2、様式4については、Excelデータのままシートも削除せずに添付してください。
この場合において、変更届出の場合には、前回届出したExcelデータを用いて、変更がない部分は黒文字、変更がある部分は赤字にしてください。

※Excelデータを添付する前には、必要な事項及び情報について、記載漏れがないことや内容に誤りがないことを十分に確認してください。

様式1

左欄に記載した技能検定に合格した日以降のものに限る

様式 1

訪問特定整備等の（変更）届出 （訪問特定整備等リスト）

年 月 日

自動車特定整備事業等が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施機関（国土交通省告示第22号）第6条の規定により訪問整備を行えなくなりました。

（訪問先となる場合は事業場を記入してください。また、変更は1施設に1施設）

（訪問先として、整備車を訪問し、販売または試験販売、修繕を行うことを定める。（後の第2条に適用）

訪問特定整備の届出	第1	限定訪問特定整備の届出	第2
-----------	----	-------------	----

① 訪問特定整備のを行う「事業場」は①欄、「限定訪問特定整備のを行う「事業場」は②欄、「訪問特定整備及び限定訪問特定整備の行う「事業場」は③（減付）欄にそれぞれ「〇」を入力するものとします。

1 訪問特定整備等を行うとする自動車特定整備事業等者の情報

① 法人名称	
訪問特定整備等を行うとする自動車特定整備事業等（〇は訪問特定整備等事業者の名称又は名称）	
② 住所事業場の住所	
③ 事業場者の電話番号	
④ 事業場者の電子メールアドレス	
⑤ 事業場者の自ら管理するウェブサイトのアドレス	

2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理番号が作付する事業場）の情報

① 事業場	
事業場の名称	
住所事業場の所在地	
住所事業場の電話番号	
住所事業場の電子メールアドレス	
住所事業場のウェブサイトのアドレス	
住所事業場の製造番号	



3-① 訪問特定整備等受診者の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①受診した自動車整備士の自動車歴史の掲載 ②付随検査番号 ③検査年月日	④医師の検査員の 検査の検察の期間 及びその内容	訪問特定整備等 検査を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-② 訪問特定整備士への情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①受診した自動車整備士の自動車歴史の掲載 ②付随検査番号 ③検査年月日	④医師の検査員の 検査の検察の期間 及びその内容	訪問特定整備等 検査を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

4 訪問特定整備士の履歴

開始年月日	令和 年 月 日

届出に用いる様式②

様式2

様式3-1

様式2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報

氏名	生年月日	①合格した自動車整備士 ②合格後受けた修業 ③合格証書番号 ④合格年月日	本屋出時現在の 実習の延数の期間 及びその内容	訪問特定整備士 教育を受けた日
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順		①合格した自動車整備士 ②合格後受けた修業 ③合格証書番号 ④合格年月日	本屋出時現在の 実習の延数の期間 及びその内容	訪問特定整備士 教育を受けた日
訪問特定整備士等の任命 のフローの内容				
訪問特定整備士等補助者 に関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定 ②合格証書番号 ③合格年月日	

3-④ 訪問車庫・電気装置整備士の情報

氏名	生年月日	①合格した自動車整備士 ②合格後受けた修業 ③合格証書番号 ④合格年月日	本屋出時現在の 実習の延数の期間 及びその内容	訪問特定整備士 教育を受けた日
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	
令和 年 月 日	① ② ③ ④		令和 年 月 日	

「別紙
と記
規程
付す

「別紙のとおり」と記載して社内規程などを添付することも可

様式 3-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記住所までの所要時間 (最短経路を踏む場合のみ)	

5-②-1 他事業場の情報

(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の電話番号	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日	～	年 月 日
----------------	-------	---	-------

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類及び対象自動車の整備及び装置の取

対象自動車の種類	全て	分 割 整 備							電子記録装置整備 自動車計測装置 (電機式又は式) 機能
		全て	部分 整備	走行	制動	操舵	減速	進路	
普通自動車(大型)									
普通自動車(中型)									
普通自動車(小型)									
普通自動車(乗用)									
大型特殊自動車									
小型特殊自動車									
小型二輪自動車									
小型二輪自動車									
軽自動車									

空白欄の該当するものを○に記号を記載すること。

今回届出する作業期間に行う訪問特定整備の
対象とする自動車について記載する

今回届出する作業期間に行う訪問特定整備の
対象とする自動車について記載する

届出に用いる様式③

様式3-2-1

5-①-1 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記箇所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

5-①-2 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
基 礎 設 置 作 業 場	m	m	m ²	m	
部 品 整 備 作 業 場			m ²	m	
点 検 作 業 場	m	m	m ²	m	
車 両 庫 場	m	m	m ²		

5-①-3 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	m ²	m	
車両庫場	m	m	m ²		

5-①-4 作業機械等

名 称	型 式・能力 等	数 量	設置又は 使用
プレス			
エア・コンプレッサ			
チェーン・ブロッカ			
ジャッキ			
パイプ			
充電器			
ノギス			
トルク・レンチ			
水準器			
サーキット・テスト			
比重計			
コングレッション・ゲージ	(H・F用) (L・S・M用)		
ハンディ・バキューム・ポンプ			
エンジン・タコ・メータ			
タイミング・ライト			
シッタネス・ゲージ			
ダイヤル・ゲージ			
トーチ・ゲージ			

5-①-5 電子制御装置整備に必要な情報、コーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
コーミング作業に必要な機器	

5-①-6 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------------	---------------

5-①-7 5-①の場所において訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び設置の情報の別

対象自動車の種類 の別	全 体	分 類 整 備						電子制御装置整備 (電子制御装置点検)	電子制御装置 (電子制御装置点検)
		点検	整備	点検	整備	点検	整備		
普通自動車(大型)									
普通自動車(中型)									
普通自動車(小型)									
普通自動車(乗用)									
大型特殊自動車									
小型特殊自動車									
小型二輪自動車									
軽自動車									

※1. 点検のみを行う場合は「整備」欄に記入する。

今回届出する作業期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車について記載する

届出に用いる様式④

様式3-2-2

5-②-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住所

(例：レイアウト、寸法、方位等を記載)

写真の添付も必要

様式4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持ち込み車検実績

年 月 日 ~ 年 月 日	持ち込み台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

訪問特定整備制度の創設に伴い、国土交通省Webサイトにおいて、訪問特定整備制度に関する法令、告示、通達、Q&A、届出様式Excelを掲載していますので、ご活用ください。

国土交通省

物流・自動車

国土交通省Webサイト

訪問特定整備制度について

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、新たに「訪問特定整備」制度を導入します！

訪問特定整備制度について

●安全と事業の発展（特定整備）は、設備・機器・車両を有する認定工場で実施しなければなりません
●今後、認定工場の整備士が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行うことを解禁（訪問特定整備）

1. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：運送会社の整備車庫等

2. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

3. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

4. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

5. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

6. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

7. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

8. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

9. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

10. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

11. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

12. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

13. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

14. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

15. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

16. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

17. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

18. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

19. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

20. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

21. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

22. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

23. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

24. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

25. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

26. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

27. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

28. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

29. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

30. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

31. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

32. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

33. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

34. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

35. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

36. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

37. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

38. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

39. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

40. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

41. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

42. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

43. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

44. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

45. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

46. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

47. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

48. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

49. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

50. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

51. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

52. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

53. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

54. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

55. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

56. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

57. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

58. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

59. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

60. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

61. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

62. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

63. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

64. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

65. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

66. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

67. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

68. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

69. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

70. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

71. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

72. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

73. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

74. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

75. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

76. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

77. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

78. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

79. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

80. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

81. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

82. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

83. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

84. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

85. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

86. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

87. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

88. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

89. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

90. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

91. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

92. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

93. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

94. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

95. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

96. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

97. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

98. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

99. 施設
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

100. 作業範囲
認定工場に設置する施設として整備
例：ユーザーの自宅等

[参考]訪問特定整備制度に関する法令等は次のとおりです。

- 道路運送車両法第91条の3(遵守事項)
- 道路運送車両法施行規則第62条の2の2(自動車特定整備事業者の遵守事項)
- 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和7年3月31日国土交通省告示第255号)
- 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け国自整第353号)



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

8. 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

別添

国自整第 194 号

令和 2 年 10 月 29 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

事故や故障等により道路上等に停止する自動車（以下「路上故障車等」という。）によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 3 条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 49 条第 2 項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。

2. 施行規則第 3 条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造（取付け）については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。

ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできれば確認業務等が行われる場合にあっては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」

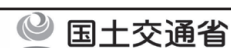
（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 127 号）によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

OBD検査関係通達等について



国土交通省東北運輸局
福島運輸支局

目次



- OBD検査に係る自動車特定整備事業者の遵守事項関係……………P2
- OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置……………P9
- 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針……………P14
- 参考……………P20

【注意】

本資料は、OBD検査関係通達等の参考資料となります。
記載内容については、必ず通達等にてご確認ください。

対象： 指定 認証

～ OBD検査に係る 自動車特定整備事業者遵守事項関係～

OBD検査に係る遵守事項

指定 認証

一部改正(令和六年三月二十一日国土交通省令第二十三号)により追加
道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第六十二条二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の二 (略)

六の三 検査整備用電子情報処理組織(車載式故障診断装置の診断結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。)を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

解説！

OBD検査システムで使用するID・パスワードが他者に漏洩しないよう対策を講じてください。

第3者に不正使用されるような状態は安全性が確保されていないこととなります。
他の事業者からID等の提供を受けての使用も禁止です。



道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)(続き)

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは正確な情報を記載すること。

解説！

OB D検査システムに入力する情報は正確に記録する必要があります。

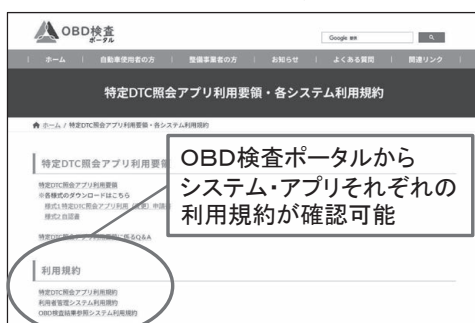
【不正な記録に該当する事項】

- ① OB D検査及びOB D確認に係る不正なデータ(替え玉等)を送信した
- ② OB D検査及びOB D確認実施後にOB D検査に影響のある整備等を実施して車検場に持ち込んだ
- ③ 自事業場で点検整備を実施する(した)車両以外の車両にOB D検査又はOB D確認を実施した
- ④ 決められた事業場の敷地外でOB D検査又はOB D確認を実施した

不正な手段で検査結果を記録するような行為は禁止されています。

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOB D検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(令和6年3月28日付け国自整第267号)

1. 機構の定める利用規約により管理



特定DTC照会アプリ利用規約(一部抜粋)
第5条

- 2 自動車特定整備事業者に属するアプリ利用者は次の第1号から第6号に掲げることを、それ以外のアプリ利用者は第1号から第4号、第7号及び第8号に掲げることを、それぞれ遵守するものとします。
- (1) ユーザーID及びパスワード(以下、「ID等」という。)をアプリ利用者本人以外に使用させないこと
- (2) ID等の漏洩に繋がる行為を行わないこと
- (3) ID等が漏洩した可能性が認められた場合、直ちにパスワードの変更を行うこと
- (4) 本アプリ外に保存した電子ファイルは、アプリ利用者の責任の下、適切に管理すること
- (5) アプリ利用者本人が所属する事業場以外においてアプリを使用しないこと
- (6) ID等の管理に関し国土交通省から自動車特定整備事業者に対し通達される事項を遵守すること
- (7) 利用申請した目的以外に使用しないこと
- (8) 利用申請した利用者区分に該当しなくなった場合は利用を停止すること

※それぞれのシステム・アプリに利用規約がある

2. ID等の不正使用又は幫助の禁止

① 他者のID使用(なりすまし)の禁止

② IDの貸し渡し・使用させること(幫助)の禁止



忙しくて面倒くさいから
〇〇さんのIDのまま
使っちゃお



車検行く前にうちのID
使って確認していいよ

※OB D検査用サーバーには検査結果の他、いつ・どのID(名前)で行ったか全て記録が残ります。

OBD検査に係る遵守事項(参考)

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。



【国土交通省ポスター】



OBD検査に係る遵守事項

指定 認証

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(令和6年3月29日付け国自整第278号) 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項

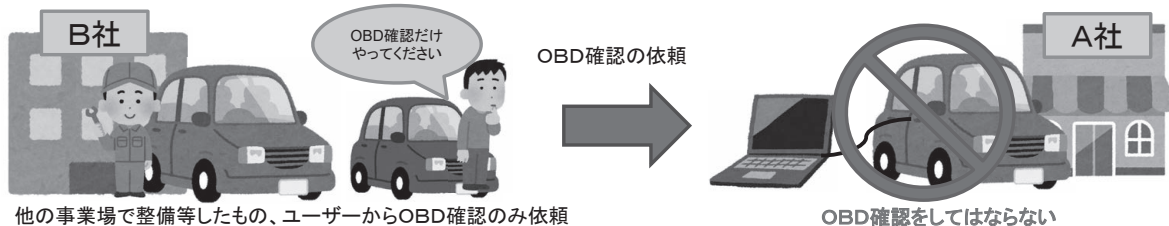
自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号 に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

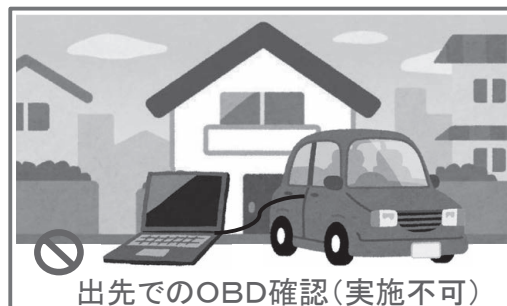
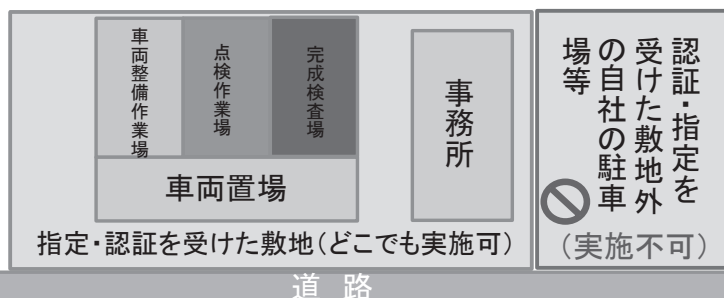
(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

(例)



② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。



自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(令和6年3月29日付け国自整第278号) 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項(続き)

- ③ OBD検査又はOBD確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施したOBD検査又はOBD確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等(定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。)を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。



- ④ OBD検査又はOBD確認を実施する車両としてOBD検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両のOBD検査又はOBD確認結果をOBD検査用サーバーに記録しないこと(替え玉の禁止)。



対象: 指定

～ OBD検査用サーバーに
接続できない場合の特例措置～

OBID検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(令和6年3月28日
付け国自基第221号、国自整第270号)

OBID検査用サーバーに接続できない場合の

2. 特例措置の対象: **OBID検査**のみ

2-1 特例措置を適用する事象

- (1) 機構のOBID検査用サーバーの障害
- (2) 通信障害・電力障害
- (3) OBID検査用サーバーのアップデート等指定自動車整備事業者
の責でないと機構が認めた場合



によりOBID検査用サーバー(OBID結果参照システムを除く)に接続できない事象

2-2 特例措置が適用されない事象の例

- (1) 自社の保有する機器の障害
- (2) OBID確認
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車のOBIDの不具合



3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

確認方法: OBID検査ポータル又はコールセンター

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



3-2. 通信・電力障害

確認方法: OBID検査ポータル又はコールセンター

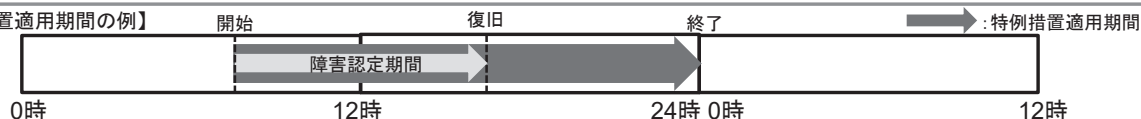
※自己で判断する場合は3-2-9にて(スライド12)

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



【特例措置適用期間の例】



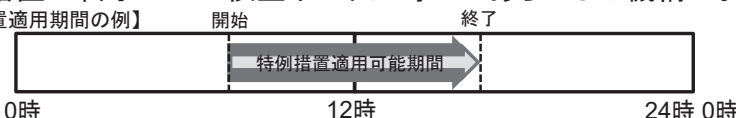
3-3. OBID検査用サーバーのアップデート等

確認方法: OBID検査ポータル又はコールセンター(アップデートはOBID検査ポータル等にて事前掲載あり)

特例措置の開始: OBID検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした開始時点

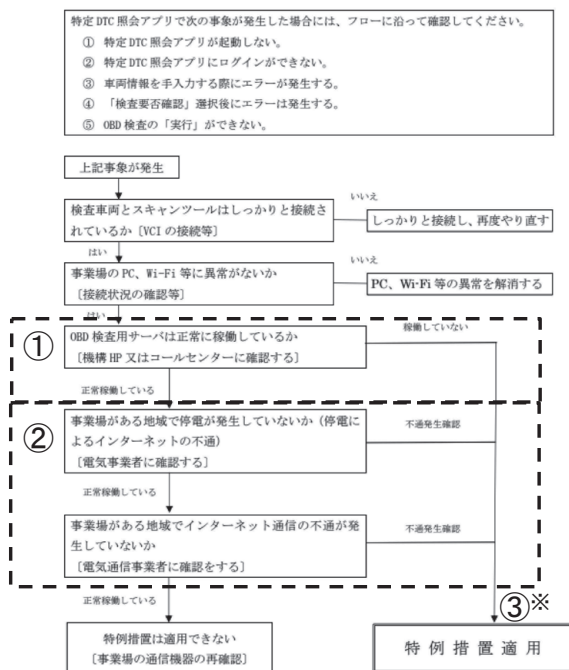
特例措置の終了: OBID検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした終了時点

【特例措置適用期間の例】



3-2-9 指定整備工場による通信・電力障害の発生判断

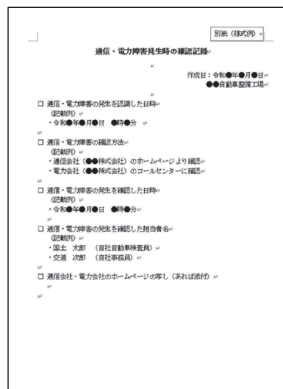
(参考) 特例措置適用判断の流れ



③特例措置は通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。

④通信・電力障害が発生したことを確認できる記録を残す。
【記録例】

(通信会社・電力会社への問い合わせ履歴) (通信会社・電力会社の HP の写し)



引用資料: 東京電力パワーグリッド株式会社
ホームページより

2年間保存しなければならない

4. 特例措置

特例措置を適用する場合、異常を示すテールランプの点灯・点滅がないことを確認

検査項目等による検査

制動力	軸重	左右差	取付高さ	前照灯 (左・右)	前部霧灯	警告灯
前右	kg (N)	左右差	kg (N)	左	右	点灯・点滅
前左	kg (N)	左右差	kg (N)	左	右	点灯・点滅
後右	kg (N)	左右差	kg (N)	左	右	点灯・点滅
後左	kg (N)	左右差	kg (N)	左	右	点灯・点滅
計	kg (N)	車重重量	% (N)	主×100	副×100	副×100

走行テスト等の方法と結果

OBD検査特例適用
確認日: 令和●年●月●日 ○時○○分 テールランプ点灯・点滅なし

「OBD検査結果」欄の良に○

「走行テスト等の方法と結果」欄に必要事項を記載



テールランプの点灯状況を写真又は動画を記録・保存
日時が分かるもの(時計等)と一緒に

対象： 指定 認証

～自動車特定整備事業者等における OBD検査及びOBD確認の取扱方針～

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針

指定 認証

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について（令和6年3月28日付け国自整第278号）

3. 自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的について

（略）～OBD検査及びOBD確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

（1）認証工場

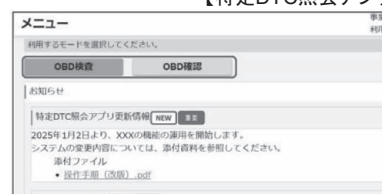
当該事業場が点検整備行う又は行った車両※の **OBD確認** を実施する場合

【特定DTC照会アプリ】

（2）振興会等施設（略）

（3）指定工場

当該事業場が点検整備行う又は行った車両※の **OBD検査** 又は **OBD確認** を実施する場合



重要！

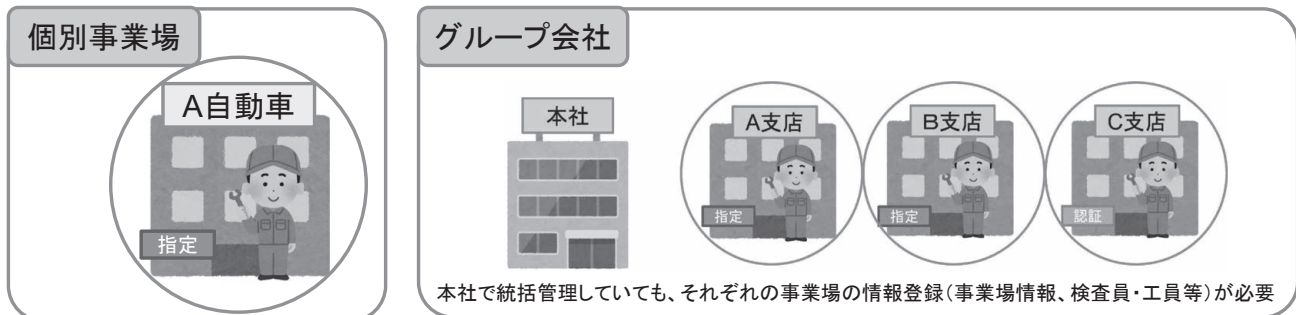
※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD検査システムの利用方法

(1) 事業場登録について

各事業場ごとにOBD検査システムを使用する情報の登録が必要

○: 情報登録単位



(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定DTCアプリの機能について

使用できる機能	事業場区分	利用者	機能の扱い	備考
OBD確認モード	認証	工員	保安基準適合性 確認の任意行為	車両法第91条 の3を遵守
	指定	工員・検査員		
OBD検査モード	指定	検査員	完成検査の一部	OBD確認をOBD 検査モードで実施 しても※

※OBD検査を「OBD確認モード」で実施すると、一部未実施になるので注意

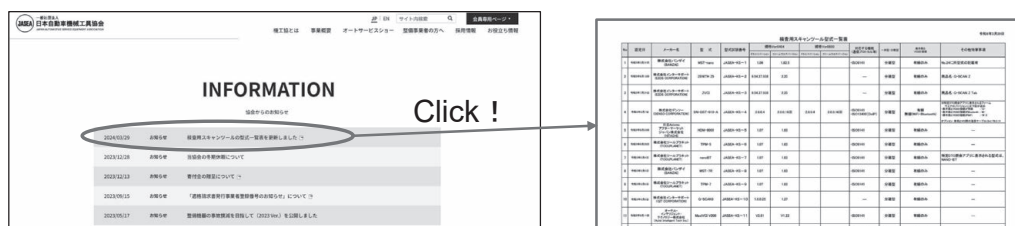
自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針

指定

認証

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD検査で使用する検査用スキャンツールは検査機器として支局に届出をしたものを使用する必要がありますが、**OBD確認**についても、一般社団法人日本自動車機械工具協会（JASEA: 機工協）の認定を受けた検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。



(引用元: 一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ)

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定

検査用スキャンツールの共用は「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて(平成9年2月20日付自整第23号)」に定めるほか、

- ① 事業場ID、ユーザーID及びパスワードは保安基準適合証に記載する事業場及び検査員のものを使用すること。
- ② 共用先の事業場の敷地内で実施した**OBD検査**は、指定を受けた事業場の敷地内で実施したものとみなす。

※共同使用の場合も支局への届出が必要

(参考)OBD検査対象車両

OBD検査対象の車両について

□ 型式指定車 ・ 多仕様自動車

かつ

□ 二輪、側車付二輪、大型特殊 以外

かつ

□ 国産車: 令和3年10月1日以降 のニューモデル

□ 輸入車: 令和4年10月1日以降 のニューモデル

かつ

□ 型式指定日等より **2年経過**

かつ

□ 初度登録より **10ヶ月経過**



OBD検査を実施 ※これらは **システムで自動判定** される

OBD検査対象の要否については**特定DTC照会アプリ**で確認してください

対象外 × PHP × 並行
× 二輪 × 大特 × 試作

OBD検査対象車

※車検証備考欄に「OBD検査対象」と記載あり



OBD検査対象型式第1号 (軽を除いて) 第2号
(三菱・アウトランダー) (レクサス・LX600)
※これより新しいモデルがOBD検査対象車

検査 × 型式指定日等より2年経っていない
不要 × (車検証の「OBD検査開始年月日」より前)
× 初度登録から10ヶ月経っていない

省略可 × 事前(5日以内)に認証工場での確認を実施
車検場にて ※抜き打ち(一定基準)で「検査用」(省略不可)と判定される。

(参考)保安基準細目告示 別添124

【OBD検査】の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

(参考)自動車ユーザー配布用のチラシについて

【ユーザー周知用チラシ】



(表)



(裏)



チラシはOBD検査ポータルにも掲載されていますので、ユーザー配布の際はこちらから印刷をお願いいたします。



(参考)連絡先等

■ 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト :



OBD検査準備会合 :



■ お困りの時はこちらへ

OBD検査コールセンター : 0570-022-574

10. はじまる、OBD検査

『はじまる、OBD検査』

独立行政法人自動車技術総合機構
東北検査部 福島事務所



資料目次

- ☐ OBD検査とは（おさらい）
- ☐ OBD検査を行うクルマ
- ☐ 『OBD確認』とは
- ☐ OBD検査/確認のルール
- ☐ システム登録情報の更新
- ☐ 災害・障害時の「特例措置」



OBD検査で行うこと

自動車メーカーが
OBD検査用サーバに情報を提出

- 車検時に、「保安基準不適合となる故障コード」(特定DTC)の有無を確認します。
- OBD検査の合否判定は、OBD検査用サーバが行います。(自動判定)



Q どんな装置を検査するのか・・・

安全関係装置



排出ガス関係装置

OBD検査を行うクルマ①

- 令和3年(2021年)10月(輸入車は令和4年(2022年)10月)以降のニューモデルからが、OBD検査対象車です。

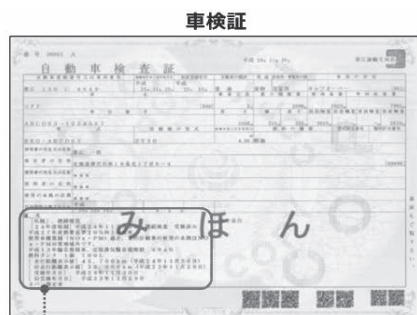
それ以外のものが
途中から対象になることは
ありません。

※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車(試作車、並行輸入車など)は対象外

Q OBD検査対象車の見分け方は？

車検証に「OBD検査対象」と記載されています。

対象車は新車のときから記載されています。
途中から記載されることはありません。



備考
OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日



備考
OBD検査対象

OBD検査を行うクルマ②

○ OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない

Q どうやって確認するのか…

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。

Q 車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・車検証の記載は、“**その型式**”のOBD検査開始年月日です。
よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- | | |
|---------------------|-------------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし | ▶ 全て検査不要 |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ 全て検査不要 |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ アプリで確認をする |

ほとんどの場合、
「検査要」となります。

⇒ [3]で「検査不要」となる例
・初度登録から10ヶ月以内の車検（中古新規や前倒し車検）

『OBD確認』とは

合否判定は、OBD検査と同様に
OBD検査用サーバが行います。

- 「**OBD確認**」は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 「検査不要」と判定されるクルマに対しても実施できます。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**持込検査時のOBD検査が原則省略**されます。

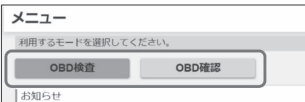
「OBD検査」モードの場合、
[実行]ボタンが押せません。

Q 「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

5日間有効

- ・システムで判定する方法に**違いはありません**。
「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は制約※があり、
実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。

※11ページ参照



Q 持込検査前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、
持込検査開始時に検査場のシステムが**自動的にそのデータを確認**します。
- ・実施結果を印刷して持参する等の必要はありません。

やってくればOK!



Q 『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で**抜き取り検査**を実施します。

指定整備におけるOBD検査・OBD確認の実施の例

- 1 入庫・受付 【フロント係】
- 2 受入点検・作業指示 【自動車検査員、整備主任者等】
- 3 整備作業 【整備係】
- 4 中間点検 【整備主任者】
- 5 完成検査 【自動車検査員】
- 6 保安基準適合証への証明 【自動車検査員】
- 7 関係書類の確認、適合証の交付 【事業場管理責任者】

OBD確認
(任意)

OBD確認
(任意)

OBD検査
(必須)



『OBD確認』できる?できない?【制度編】

☑ 原則、認証工場・指定工場のみが実施できます。

☑ 「検査員」または「工員」が実施できます。

☑ 「自工場にて点検整備を行う(行った)クルマ」
に対してのみ実施できます。

☑ 「事業場の敷地内」のみで実施できます。

☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」
を行ってははいけません。
行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。



OBD検査システムに
登録している利用者

敷地内であれば、
現車作業場でなくても可



「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

『OBD確認』できる？できない？【システム編】

- 『**検査不要**』と判定されるクルマに**OBD検査はできません**。
(「OBD検査」モードでは[実行]ボタンが押せません。)

型式指定から2年未満、初度登録から10ヶ月未満

- 『**検査不要**』と判定されるクルマに**OBD確認**を実施する場合、
以下の**制約があります**。

※システムで検査に必要な情報の準備が完了したものは制約はありません。



できないクルマがあります



全ての項目のチェックは
できません

- ①OBD II の規格情報に基づく**排ガス装置との通信のみを行い、安全系装置との通信は行われません**。
- ②WLTP-OBD規制車、J-OBD II 規制車またはディーゼル重量車J-OBD II 規制車以外であって、**OBD II 規格が採用されていない車両**の場合は「**通信不成立**」となる、または**一部の通信ができない**(例えばレディネスコードが取得できない)可能性があります。
- ③**車両総重量3.5t以下のディーゼル車、EV車などの一部の車両については、[実行]ボタンが押せません**。

(参考)

<J-OBD II 規制車、WLTP-OBD規制車>	⇒ 車両総重量3.5t以下のガソリン車・LPG車
<ディーゼル重量車J-OBD II 規制車>	⇒ 車両総重量3.5t超のディーゼル車

OBD検査/確認の実施手順

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。

● OBD検査は、**原動機始動 (HV、EVは READY)** で ●



原動機停止・電源オフ



検査用スキャンツール接続



原動機始動 (HV、EVは READY)



検査 [実行]

Q

イグニッションオンでは検査できない？ システムでエラーにならない？

- ・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、
原動機始動(READY)状態ではじめて検出されるコードもあるため**正確な検査になりません**。
規定どおりの方法で実施してください。
- ・クルマの状態(オフ、イグニッションオン、原動機始動(READY)の別)を
システムで検知することはできませんので、エラーとはなりません。
検査実施者にて注意していただく必要があります。

OBD検査/確認のルール①

■ 実施場所

- ☑ 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。

敷地内であれば、
完成検査場や現車作業場でなくても可

■ 検査用スキャンツール

- ☑ 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。

■ ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止

- ☑ 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。(なりすましの禁止)
- ☑ IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。
(ID等の不正使用の幫助の禁止)

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID(名前)で行ったか
全て記録が残ります。

■ 実施する車両

- ☑ 自らの事業場において点検整備を行う(行った)車両にのみ実施できます。

通 達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)

OBD検査/確認のルール②

■ OBD確認後、検査コースへの持込検査までの間の改造等の禁止

- ☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってはいけません。
行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。

■ 「替え玉」の禁止

- ☑ 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。

■ OBD検査で補助者が行える作業範囲

- ☑ VCIの取り付け、取り外し、アプリへの車両情報の入力、補助者が行ってもよいです。
- ☑ ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、
検査員が責任をもって確認しなければいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで

通 達

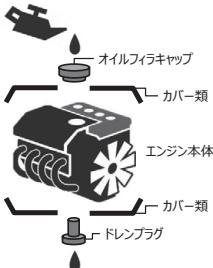
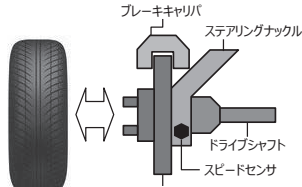
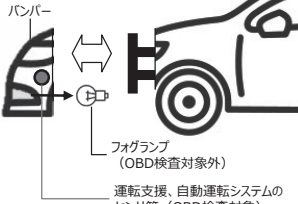
- 「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

OBD検査における検査合理化の適用判断について

「OBD検査の合否に影響を及ぼす」可能性のある作業

※DTCの入力条件等は車両により異なり、詳細な作業までを全て示すことは困難なためご了承ください
(将来の車両開発まで加味した内容では無く、現時点の考え方を整理したものになります)

＜ご参考：実作業でのケーススタディ（一例）＞

作業例	エンジンオイル交換		タイヤ&ホイール脱着		バンパー脱着	
	 関係部品イメージ		 タイヤ&ホイール		 バンパー脱着	
	①対象装置の構成部品の脱着、もしくは取付位置が変更する作業 【該当なし】 ・上図の場合、交換するために対象装置の脱着の必要がない		①対象装置の構成部品の脱着、もしくは取付位置が変更する作業 【該当なし】 ・上図の場合、脱着するために対象装置の脱着の必要がない		①対象装置の構成部品の脱着、もしくは取付位置が変更する作業 【該当あり】 ・上図の場合、交換するために対象装置の脱着も必要（バンパーに該当装置あり）	
	②ECUに記憶される学習値等が消去される作業 【該当なし】 ・ECUへの学習等の作業なし		②ECUに記憶される学習値等が消去される作業 【該当なし】 ・ECUへの学習等の作業なし		②ECUに記憶される学習値等が消去される作業 【該当の可能性あり】 ・運転支援、自動運転システムのセンサ等の脱着時にエーミング等が必要な場合は該当	
	③スキャンツール等によるALLタイヤグ消去する作業 【該当なし】 ・ダイアグコード等を消去する作業なし		③スキャンツール等によるALLタイヤグ消去する作業 【該当なし】 ・ダイアグコード等を消去する作業なし		③スキャンツール等によるALLタイヤグ消去する作業 【該当なし】 ・ダイアグコード等を消去する作業なし	
合理化可否		合理化 可	合理化 可		（上図の場合は）合理化 不可	

指定整備記録簿Q&A

Q1 新様式の指定整備記録簿は、いつ、何を行う車両から使用すればよいですか？

A1 10月以降に指定整備記録簿の記載をするものから、
新様式の指定整備記録簿を使用してください。

**Q2 点検整備を9月に開始し、完成検査を10月に行う場合、
どちらの様式の指定整備記録簿を使用すればよいですか？**

A2 9月以前に指定整備記録簿の記載をする場合、旧様式の指定整備記録簿を使用してください。
この場合、10月以降に完成検査をする際には不足している項目について追記して使用してください。

Q3 9月以前に新様式を使用することは認められますか？

A3 原則、9月以前は旧様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。

Q4 10月以降に、OBD検査の必要がない車両に、旧様式を使用することは認められますか？

A4 10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q5 余っている旧様式の指定整備記録簿を、記載項目を新様式のものに書きかえて使用することは認められますか？

A5 原則、10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。
なお、旧様式を使用して不足している項目を追記していただいても問題ありません。

[illegible]

『OBD検査結果』欄

		前部	警告灯	警告器	
左			cd	燃焼・テスト デシベル	
			速度計の誤差 +/-	排気騒音 燃焼・テスト	
cm			km/h	デシベル	
			OBD検査結果	C O	
cm			良・否	%	
右			タイヤの板れ	H C	
			良・否	4 $\frac{1}{2}$ ~2 $\frac{1}{2}$ ・特殊	
cm				ppm	
100			サイド・スリッパ イン・アウト	黒煙・粒子状物質 燃焼・テスト	
				%	
100			cd	mm	m $^{-1}$

システム登録情報の更新【通常の変更編】

事業場の情報 に変更があったら OBD検査システムの登録情報変更 をお忘れなく !!

☒ 事業場名称の変更



☒ 事業場所在地の変更



☒ 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号
が変わらないものを除く。

新規システム登録

認証⇒指定

指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに通常1～2週間かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいてください。



- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。
管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)
- ✓ 申請時に添付が求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。
運輸局への申請書(届出書)
- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編】

指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

※システム上の指定番号
が変わらない場合、事業場名のみ変更
(何も変わらなければ対応不要です。)

OCRに記入する数字と同じです。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



- ・過去の検査結果等の情報は参照不可
- ・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
- ・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生



認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

災害・障害時の「特例措置」①

- OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、
特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)を実施する。

対象

機構のOBD検査用サーバーの障害

通信障害・電力障害

OBD検査用サーバーのアップデートなど
整備工場の責でないと機構が認めた場合

対象外

自社の保有する機器の障害

『OBD確認』

検査用スキャンツール または
自動車のOBDの不具合

特例措置の内容

機器による検査に代え、**異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断**



特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。



通達

「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)

災害・障害時の「特例措置」②

サーバー障害

緊急時はココでお知らせします



対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置により検査実施

- ・サーバー障害の場合は自動車技術総合機構が障害を認定
- ・障害認定日時より、復旧日の24:00まで、特例措置適用

通信・電力障害

対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

通信会社/電力会社に確認

特例措置により検査実施

- ・整備工場の判断で特例措置適用可
- ・障害発生の実事が確認できる記録を2年間保存
- ・障害発生日の24:00まで、特例措置適用

- ・通信会社/電力会社のHPの写し
- ・問い合わせ履歴 等

災害・障害時の「特例措置」③

記録方法

□ 指定整備記録簿に次のことを記載。

- ・『OBD検査結果』欄の「良」に○印を記載
- ・『走行テスト等の方法と結果』欄にテルテル点灯状況 (点灯又は点滅していないこと)の確認結果を記載

【記載例】：『走行テスト等の方法と結果』欄

OBD検査特例適用
確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分
テルテル点灯・点滅なし

□ テルテルの点灯状況について写真又は動画で記録。

この際、撮影日時がわかるもの(時計等)を当該写真又は動画内にあわせて記録しておく。

第三号様式(指定整備記録簿)(第五号の二関係)

指定整備記録簿

点検及び整備の履歴等

項目	内容
前記の点検及び整備の履歴等	点検及び整備の履歴等
点検及び整備の結果	点検及び整備の結果

『OBD検査結果』欄

項目	内容
OBD検査結果	良・否
良・否	良・否

『走行テスト等の方法と結果』欄

項目	内容
走行テスト等の方法と結果	走行テスト等の方法と結果
走行テスト等の方法と結果	走行テスト等の方法と結果

災害・障害時の「特例措置」④

アップデートエラー時の特例

- **利用者端末の環境により特定DTC照会アプリのアップデート失敗によりOBD検査が実施できない場合**についても、特例措置の対象に該当する。
- 事象が発生した事業場からOBD検査コールセンターに連絡していただき、コールセンターにより次のとおり対応。
 - ▶ **特例措置が可能であることを説明する**
 - ▶ **連絡者から特例措置で検査をする意思が確認されたら「特例番号」を付与する**
- 受領した特例番号により、特例措置にて検査を実施し、**特例番号を指定整備記録簿に記録**。

復動	左	N	Nkg	主× 光 度 副×
計		車両重量	Nkg	
手動			Nkg	
走行テスト 等の方法と 結果	OBD検査例適用 確認日: 令和元年●月●日 ○時○分 テルテール点灯・点滅なし 検例番号: UD12-241234-123			

特例番号受領の考え方

解消しない場合に限らない

- ・解消するかしないかわからない段階で受領できる。
- ・受領後、解消したかどうかの連絡をする必要はない。

受領の要否は事業者の意思による

- ・事業場が、解消前にOBD検査を実施する可能性がある等、受領の意思があれば、コールセンターは付与する。
- ・受領後、実際に特例番号によりOBD検査を実施するか
どうか、事業場が判断する。
- ・結果、事業者が受領した特例番号を使用しなくても、
コールセンターへの連絡は不要。

『OBD確認』は対象外

- ・対象とするのは法令で実施が必須である『OBD検査』のみ。
- ・つまり、付与の対象は指定工場のみ、認証工場は対象外。

有効期間は当日中

- ・特例番号でOBD検査を実施できるのは受領した当日限り。
(当日中は、1つの特例番号で複数台の実施が可。)
- ・翌日以降も同じ状況が続く場合、再度受領する。

検査後に受領することも可

- ・事業者は、コールセンター対応時間外にこの状況になった場合、先に検査を実施し、翌日に受領することも認められる。



通達

「特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号)

OBD検査に関するご質問



■ OBD検査ポータル

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省『OBD検査について』

国土交通省 OBD



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

0570-022-574

9:00 ～ 17:00（12月29日から1月3日を除き、年中無休）



ここからは補足資料となります。

OBD検査対象装置について

OBD検査対象装置

- かじ取装置（UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS）
- 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC）
- 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC）
- 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
- 衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）
- 排出ガス発散防止装置
- 電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS）
- 自動運行装置

OBD検査の基準について

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

- OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの
- 警告灯を点灯させるための信号（MIL信号）が出力されているもの
- 1つもレディネスコード（故障診断の前提条件が成立していることを示すコード）が記録されていないもの
- 当該装置に係る特定DTC（OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード）が1つ以上記録されているもの
- 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの

安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

- 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

接続ケーブルに関するルール等の適用関係

	車両 OBD検査対象車	ケーブル (有線接続の場合)	VCI 必須	ケーブル (有線接続の場合)	PC等 必須
製作者		ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ツールメーカー製	ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ソフトウェアは ツールメーカー製 (PCは汎用品)
型式認定		対象	対象	(対象) ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合	対象 (ソフトウェアのみ)
メーカー保証※		対象	対象	(対象) ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合	対象 (ソフトウェアのみ)
整備工場に対する 処分		非認定品を 使用すると処分 (非認定品の 延長ケーブルを 使用した場合を含む)	非認定品を 使用すると処分	非認定品を 使用しても処分なし	非認定品を 使用すると処分 (ソフトウェアのみ)

※ 現時点で法令等によりメーカー保証を義務付けているものではなく、一般的な保証範囲をまとめたもの

1. 車両とVCI間のケーブル

- 車両とVCI間のケーブルについては、スキャンツールの標準規格や検査用機械器具の審査基準により以下のとおり定められている。

ケーブルの長さ

- 基準: ケーブルの長さは5 mを超えてはならない
- 規格: ISO15765-4、自動車検査用機械器具の審査基準について(自整第121号 平成7年6月14日)

ケーブルの電気特性

- 基準: 検査用スキャンツールの信号グラウンドの抵抗値は500kΩ以下であること
- 規格: SAE-J1962

- DoIP方式の通信プロトコル(ISO13400)に非対応のケーブルが存在する
→ DoIP方式に対応したVCIに非対応のケーブルを接続すると、正しい判定が行われずおそれ

2. VCIとPC間のケーブル

- 非認定品を用いても、1. のように判定に影響を及ぼすことは考えづらい
(最悪、通信ができずに検査を行うことができないのみ)

検査場における抜き取り検査の実施について

- 最終報告書6.(4)の提言に従い、検査場では以下の対応を行う。

- ・ 受検日を含め5日の間※1にOBD確認が実施され「適合」であった記録がある受検車両は、原則、検査場でのOBD検査を省略(検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除く。)
- ・ 上記に該当する場合でも、替え玉受検の防止等を目的に、抜き取り検査を実施

※1: OBD検査検討会のフォローアップ会議での合意事項

抜き取りの判断

- OBD検査用サーバに抜き取り率を設定
- 検査場での受付処理時にサーバ側で、設定された抜き取り率により※2、自動的に省略か抜き取りかを判定し、検査場に応答
- 検査場の検査職員は、サーバの応答を踏まえて判断

抜き取り率

- 令和6年10月の本運用開始時点では、該当車両の台数が少ないことから高めの設定(10%)とし、その後は台数等の状況を見ながら設定をしていくこととするが、その際、率の公表は行わない。
(理由)
 - ・ 率を知り得ているか否かに関わらず、整備事業者の実施することは変わらない
 - ・ 不正防止の観点から、率の詳細の公表は控えることが望ましい
- 率は整備事業場ごとに設定することが可能。特段の理由がない限りは全事業場を同一の率とするが、必要に応じ特定の事業場の率を上げる措置を行う。
(想定されるケース)
 - ・ 認証工場が不正を行っているとの情報があったとき
 - ・ 一定の条件下でOBD確認が認められている協同組合、商工組合等が、その条件を満たさないことが確認された場合

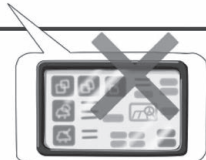
※2: 事前に行われたOBD確認の結果が以下の場合は念のため、上記の抜き取り率に関わらず抜き取り検査を実施する

- ・ 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・ 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

11. 「OBD検査」、「OBD確認」、「OBD点検」、違いは？

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査	OBD確認	
定期点検整備	 制 度	検査（車検）	任意 (実施義務はなし)	
令和 3 年10月 1 日	 開始時期	<u>令和 6 年10月 1 日</u> (輸入車は令和 7 年10月1日)	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での 適否の確認  ✓ 持込検査での省略 	
OBDを搭載する全ての自動車 (<u>年式にかかわらず</u>)	 対象自動車	<u>令和 3 年10月1日以降の新型車</u> (輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車)		
12カ月ごと	 実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時		
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	 方 法	機構サーバーに接続して合否判定 (自動判定)		
認定は不要	 スキャンツ ール	認定を受けた「検査用スキャンツール」		



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



OBD検査

OBD検査※とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」といいます。）第94条の5第4項に基づく継続検査（車検）において、OBD検査対象装置が保安基準に適合する状態であること（特定DTCが記録されていないこと等）を確認するものです。

・より正確には、車両法第74条の2第1項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第74条の3第1項に基づき軽自動車検査協会（以下「軽検協」とします。）が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第94条の5第4項に基づき自動車検査員が行う検査において、細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいいます。

OBD確認

OBD確認とは、自動車特定整備事業者が、OBD検査用サーバーに接続して細目告示別添124に定める基準に適合するかどうかを確認する行為をいいます。

OBD確認は義務ではなく、任意に実施するものですが、OBD確認による適合判定に合格後5日以内であれば、機構（軽自動車であれば軽検協）の検査コースにおいてOBD検査が原則省略されます。

OBD点検

OBD点検とは、自動車の法定点検の一種であり、令和3年10月1日より追加された「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検を指します。

対象車両は、OBD検査又はOBD確認と異なり、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外のOBDを搭載した全ての自動車となります。

12. OBD検査実績等

OBD検査の対象型式、対象台数、検査台数



1. OBD検査対象型式

1023型式（5月末時点） 詳細は【参考資料1】参照

2. OBD検査対象台数

約456万台（5月末時点）
（内訳）登録自動車：3,189,453台、軽自動車：1,371,038台

3. OBD検査実績

184,065台（令和6年10月1日～令和7年5月31日）

検査実施主体	検査台数			不適合あり率 (%)
	計	不適合なし	不適合あり	
指定自動車整備工場	152,412	145,095	7,317	4.8
(独)自動車技術総合機構	9,870	8,666	1,204	12.2
軽自動車検査協会	21,783	21,196	587	2.7
計	184,065	174,957	9,108	4.9

第3回OBDモニタリング会合資料抜粋

指定自動車整備工場における主な不適合要因



	不適合台数		
	R6.10.1～R6.12.31	R7.1.1～R7.3.31	R7.4.1～R7.5.31
排出ガス系不適合			
電圧不足	72 (0.2%)	110 (0.2%)	83 (0.2%)
警告灯信号	9 (0.0%)	10 (0.0%)	9 (0.0%)
レディネスコードなし	613 (1.8%)	1,068 (1.5%)	649 (1.3%)
通信不成立	535 (1.6%)	660 (0.9%)	496 (1.0%)
特定DTC	10 (0.0%)	10 (0.0%)	9 (0.0%)
安全系不適合			
特定DTC	537 (1.6%)	2,184 (3.1%)	1,901 (3.9%)

※括弧内はOBD実施検査台数に対する各不適合要因の割合を示す。（小数点第2位を四捨五入）

注1 各期間における累積値である。

注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を集計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の集計はできない。

注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ1台とカウントしているため、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

（補足）

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のはOBD検査の準備が適切に整っていなかったことが原因であった可能性がある。（即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる）
 - 電圧不足 バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など
 - レディネスコードなし DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など
 - 通信不成立 VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など
- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

第3回OBDモニタリング会合資料抜粋

(総論) 引き続き、重大な問題は発生しておらず、順調に運用されている。

OBD検査台数

- 令和7年2月以降、OBD検査実施台数は大きく増加(対象型式の増、年度末の受検台数増)。
- 累計では、引き続き、登録車より軽自動車が多いが、登録車の方が台数の伸びが大きい。
(参考:検査実施台数(括弧内は2月以降の台数) 登録車 8.9万台(5.8万台)、軽自動車 9.5万台(4.2万台))

不適合

- 令和7年4月1日～5月31日のOBD検査「不適合あり」の台数の割合は5.7%であった。
(参考: 令和7年1月1日～3月31日 4.6%)
- 排出ガス系の不適合は、「レディネスコードなし」(2,330台)、「通信不成立」(1,691台)が散見されるが、OBD検査台数に対する割合は1%程度であり、不適合割合は減少傾向となっている。
 - ・ 「レディネスコードなし」の推定原因としては、DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施したことが考えられる。
→レディネスコードの記録に所定の時間がかかる車種について、自動車メーカーより周知済み。
 - ・ 「通信不成立」の推定原因としては、検査準備のミス(VCIの差し込みが不十分、原動機を始動していない等)、車両情報の誤入力(燃料の種類を誤入力(例:EVを誤って「ガソリン」と入力)等)が考えられる。
- 安全系の不適合(4,622台)は、①カメラ、ミリ波レーダーの故障等、②センサ・システムの通信途絶等を中心に検出されており、OBD検査台数に対する割合が増加している。
 - ・ 多くのセンサ・システムを搭載する登録車の増加に伴って、安全系の特定DTCの検出割合が増加していると考えられる。
 - ・ 一車両において、複数の特定DTCが検出されるケースが多いが、単一箇所の故障に起因して関連する特定DTCが検出されたものと考えられる。

第3回OBDモニタリング会合資料抜粋

OBD検査対象装置の拡大について

- 運転支援技術等は日々進化しており、OBD検査対象装置の範囲もアップデートが必要
- 今般新たに国連基準が策定されたペダル踏み間違い時加速抑制装置など、3つの装置についてOBD検査の対象装置として追加する※1

OBD検査対象装置一覧

	装置名	OBD検査対象車※2	OBD検査開始時期※2
1	排出ガス等発散防止装置	令和3年10月以降の新型車	令和6年10月
2	アンチロックブレーキシステム(ABS)		
3	横滑り防止装置(ESC/EVSC)		
4	自動ブレーキ(AEB/AEBS)		
5	ブレーキアシストシステム(BAS)		
6	車両接近通報装置		
7	運行補助機能		
8	自動運行装置		
9	車線逸脱警報装置	令和8年9月以降の新型車	令和11年9月
10	側方衝突警報装置		
11	ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)	令和10年9月以降の新型車	令和13年9月

※1 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(令和7年6月公布)により追加

※2 輸入車に対するOBD検査の適用及び検査開始日は、上記の1年後

第3回OBDモニタリング会合資料抜粋

13. 指定工場におけるOBD検査の判定フローについて

事 務 連 絡

令和7年7月17日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会 殿
(一社) 日本自動車工業会 殿
日本自動車輸入組合 殿

単名各通

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

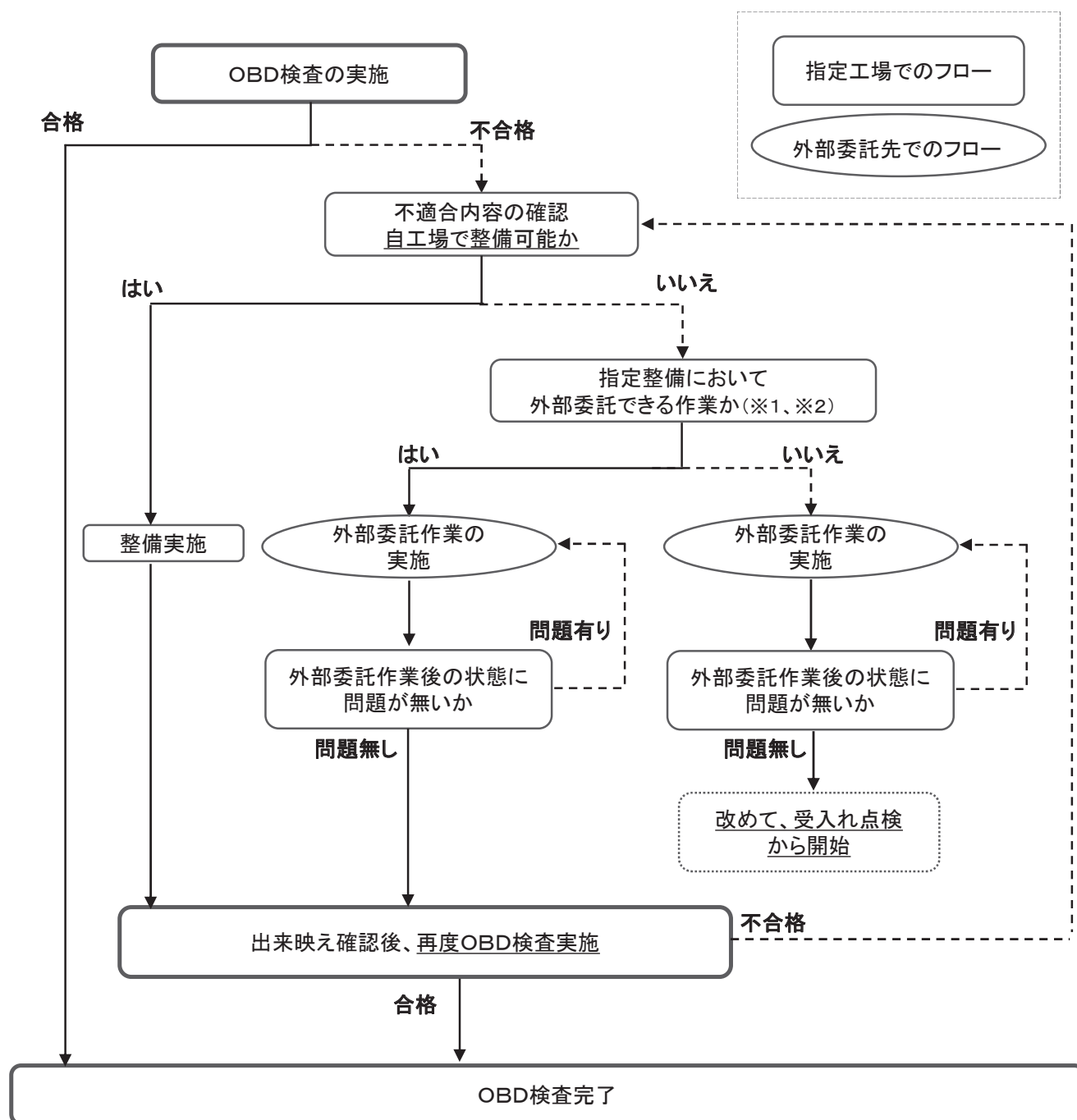
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

については、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD 検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテルが点灯、その後テルテルは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

14. 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 定期点検整備作業に係る料金の掲示及びウェブサイトへの掲載

- (1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示及び自ら管理するウェブサイト（事業者が自らの意思で掲載内容を変更できる自動車特定整備事業に関するホームページをいう。以下同じ。）における料金の掲載の内容は、次のとおりとする。

ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。

- (2) 料金の掲示は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置に掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載すること。なお、同一事業者で複数の事業場がある場合、一括してウェブサイトに掲載することができる。

ア 自動車特定整備事業者の整備事業に関わる全ての従業員の数が5人以下の場合

イ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供

- (1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

- (2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。

3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

5 法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。

7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

15. 車検証の有効期間の満了する日の2月前の日について

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。 (1) (略) (2) 道路運送車両法施行規則第 44 条第 1 項のただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。 (例) 検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日 <table><tr><td>1 月 30 日及び 31 日</td><td>11 月 30 日</td></tr><tr><td>2 月 1 日</td><td>12 月 1 日</td></tr><tr><td>2 月 15 日</td><td>12 月 15 日</td></tr><tr><td>2 月 29 日</td><td>12 月 29 日</td></tr><tr><td>4 月 28 日</td><td>2 月 28 日</td></tr><tr><td>4 月 29 日及び 30 日</td><td>2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>9 月 30 日</td><td>7 月 30 日</td></tr></table> (削除) (3) (略) 3-4-19 (略)	1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日	2 月 1 日	12 月 1 日	2 月 15 日	12 月 15 日	2 月 29 日	12 月 29 日	4 月 28 日	2 月 28 日	4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)	(削除)	(削除)	9 月 30 日	7 月 30 日	3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。 (1) (略) (2) 検査証の有効期間の満了する日の 1 月前の日 (道路運送車両法施行規則第 44 条第 1 項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては 2 月前の日) は、下表の例に示すところによるものとする。 (例) 検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の 1 月前の日 <table><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>2 月 1 日</td><td>1 月 1 日</td></tr><tr><td>2 月 15 日</td><td>1 月 15 日</td></tr><tr><td>2 月 29 日</td><td>1 月 29 日</td></tr><tr><td>3 月 28 日</td><td>2 月 28 日</td></tr><tr><td>3 月 29 日、30 日及び 31 日</td><td>2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)</td></tr><tr><td>10 月 30 日及び 31 日</td><td>9 月 30 日</td></tr><tr><td>11 月 30 日</td><td>10 月 30 日</td></tr></table> 検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日 <table><tr><td>1 月 30 日及び 31 日</td><td>11 月 30 日</td></tr><tr><td>4 月 29 日及び 30 日</td><td>2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)</td></tr></table> (3) (略) 3-4-19 (略)	(新設)	(新設)	2 月 1 日	1 月 1 日	2 月 15 日	1 月 15 日	2 月 29 日	1 月 29 日	3 月 28 日	2 月 28 日	3 月 29 日、30 日及び 31 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)	10 月 30 日及び 31 日	9 月 30 日	11 月 30 日	10 月 30 日	1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日	4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日																																				
2 月 1 日	12 月 1 日																																				
2 月 15 日	12 月 15 日																																				
2 月 29 日	12 月 29 日																																				
4 月 28 日	2 月 28 日																																				
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)																																				
(削除)	(削除)																																				
9 月 30 日	7 月 30 日																																				
(新設)	(新設)																																				
2 月 1 日	1 月 1 日																																				
2 月 15 日	1 月 15 日																																				
2 月 29 日	1 月 29 日																																				
3 月 28 日	2 月 28 日																																				
3 月 29 日、30 日及び 31 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)																																				
10 月 30 日及び 31 日	9 月 30 日																																				
11 月 30 日	10 月 30 日																																				
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日																																				
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日 (閏年にあつては 29 日)																																				

16. 最近の処分状況一覧（東北）

（令和7年3月末現在）

特定整備事業者

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城 1	令和6年9月	自動車特定整備事業の停止 10日間	・不正改造状態での車検手続き
宮 城 2	令和6年9月	自動車特定整備事業の取消	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続

指定整備事業者

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
山 形 1	令和6年9月	保安基準適合証の交付停止 25日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。
宮 城 2	令和6年9月	保安基準適合証の交付停止 40日間 検査員の解任 1名	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・不正改造状態で適合証を交付した。（1台） ・指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

17. 最近の処分状況一覧（福島）

令和6年度処分状況一覧表（福島運輸支局）

指定整備事業者

	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
1	令和6年6月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。 （新しい自賠責をかけずに適合証を交付）
2	令和6年8月	指定文書警告 検査員文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した （保安基準緩和認定期限切れ車両に適合証を交付）
3	令和6年8月	指定文書警告	法令の規定を遵守する体制でない （完成検査実施後、書類を取り違え別車両の情報で適合証を交付）
4	令和6年9月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 保安基準適合証を交付した自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった （交換したエアクリナーサーエシメントをエンジンルーム内に置き忘れたことにより火災が発生）
5	令和6年10月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 保安基準適合証を交付した自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった （ハブベアリング未装着）
6	令和6年10月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 保安基準適合証を交付した自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった （タイロッドエンドの締め付け不良による脱落）
7	令和6年11月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 点検整備の一部を実施せずに適合証を交付した - 故意以外により検査の一部を実施せずに適合証を交付した （燃料電池自動車等のガス容器等再試験を実施せずに適合証を交付）
8	令和7年1月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。 （自賠責保険の不足に気がつかず適合証を交付）

9	令和7年2月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した (保安基準緩和認定期限切れ車両に適合証を交付)
10	令和7年2月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 保安基準適合証を交付した自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった - 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り (交換したエアクリーナーエレメントをエンジンルーム内に置き忘れたことにより火災が発生)

令和7年度処分状況一覧表（福島運輸支局）

指定整備事業者

	処分年月	処分内容	違反の概要
1	令和7年6月	指定文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。 (自賠責保険の不足に気がつかず適合証を交付)
2	令和7年7月	指定文書警告 検査員文書警告	- 法令の規定を遵守する体制でない - 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した - 検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した (登録識別情報等通知書のコピーにより適合証を交付)

18. 自動車検査証記録事項の配布終了について

継続検査では「自動車検査証記録事項」は、令和7(2025)年12月末をもって窓口での配布を終了します

○「自動車検査証記録事項」は、電子車検証のICタグに記録され、券面で確認できない事項を容易に確認できるよう、令和9(2027)年12月末まで電子車検証の交付時に補助的にお渡ししているものです。なお、検査手続きのうち、券面の記載事項に変更のない手続きについては、令和7(2025)年12月末をもって窓口での配布を終了いたします。

○「自動車検査証記録事項」は、車検証のように車両運行時に自動車に備え付ける義務はありません。

令和6(2024)年4月より、各運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口付近に設置した端末で「自動車検査証記録事項」を印刷できます。



従来どおり、お手持ちのPCやスマホで「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードすることもできますので併せてご活用ください。



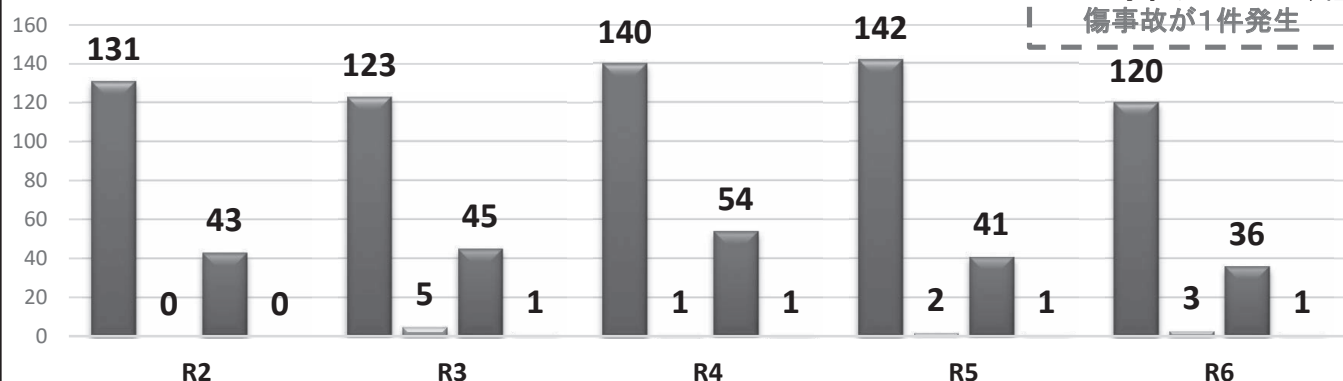
東北運輸局
福島運輸支局

19. 令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移

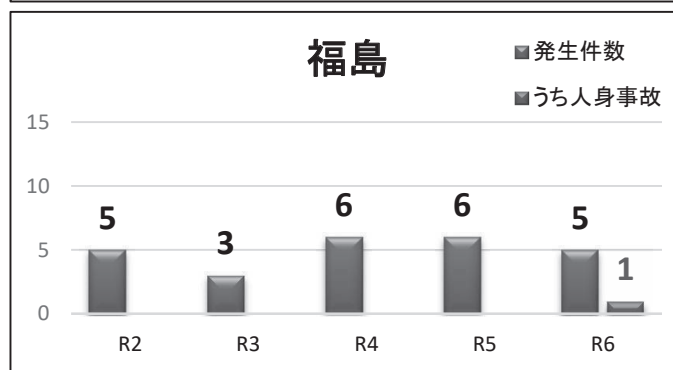
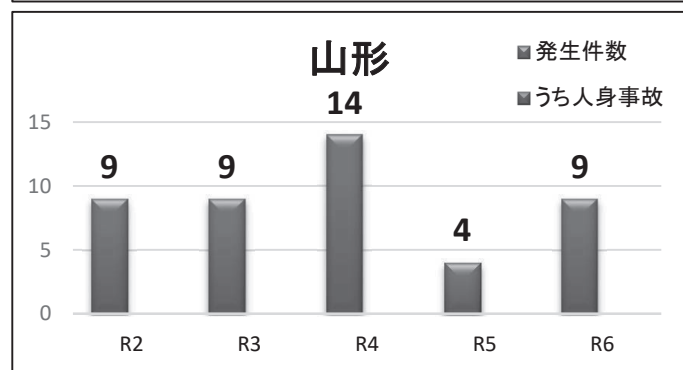
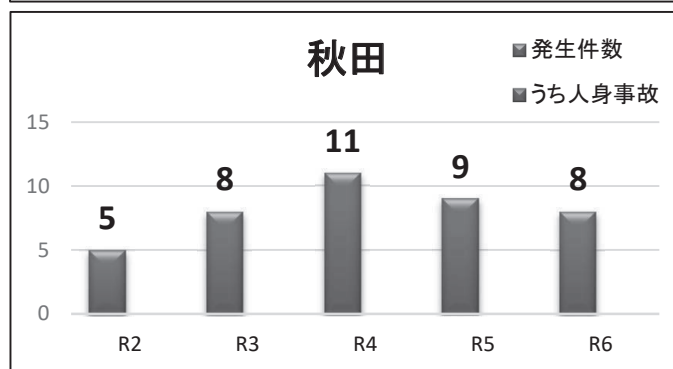
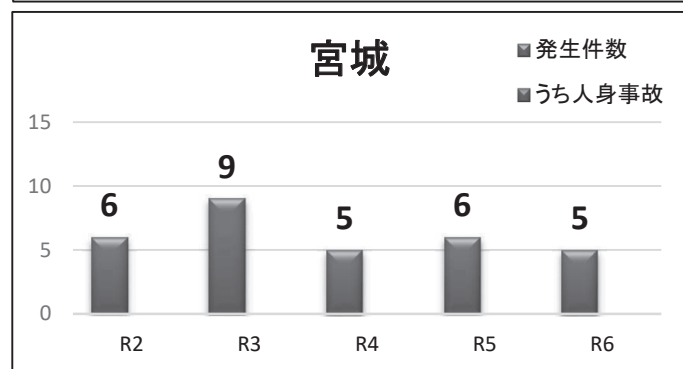
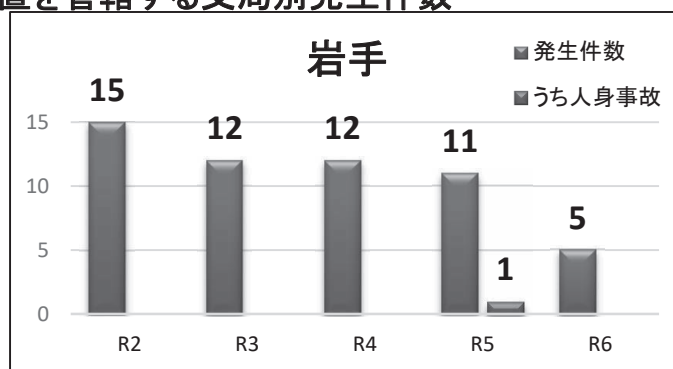
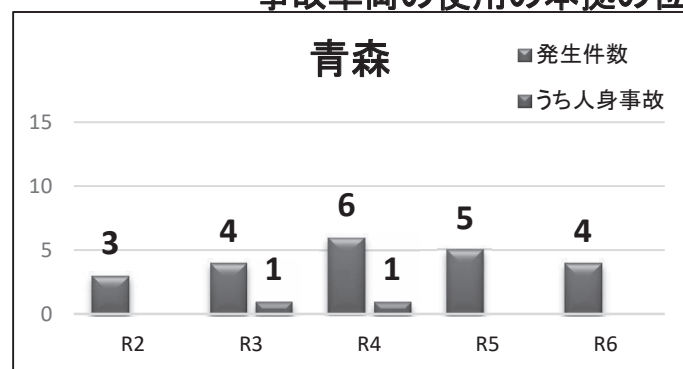
■全国 ■うち人身事故(全国) ■東北 ■うち人身事故(東北)



※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

- 事故件数は、対前年度東北で5件減少
- 人身事故について、軽傷事故が1件発生

事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

ヒアリング結果 管内計：47事業場

- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの一必要性を、15%（昨年度4%）が説明していない。
- 増し締め作業の依頼は40%（昨年度：50%）で依頼があった。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は81%（昨年度：69%）
- 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両が入庫している事業場は74%（昨年度：52%）。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、47事業場全て実施している。

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時や車輪脱着作業時には、以下について実施されるようお願いします。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。

20. 用途等の変更をする使用過程車等の受検にかかるお知らせ

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

21. 新規検査等届出に係る取扱い等の変更のお知らせ

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いいたします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

22. 並行輸入自動車にかかる届出様式変更のお知らせ

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

23. OBD検査対象車の受検時のお願い事項のお知らせ

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年9月

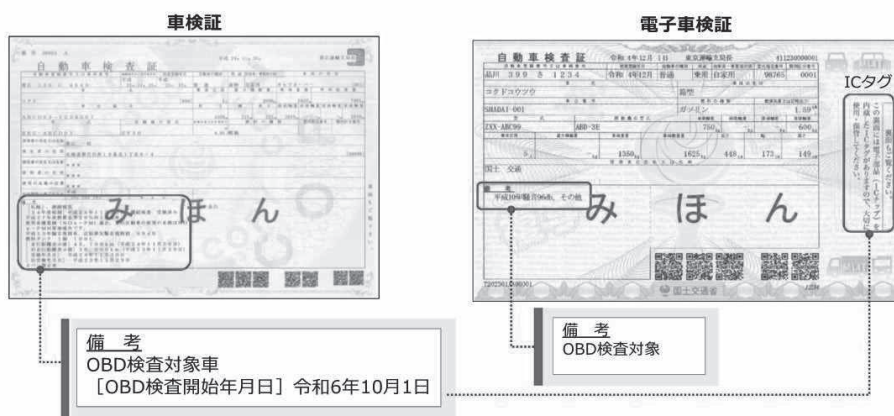
OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

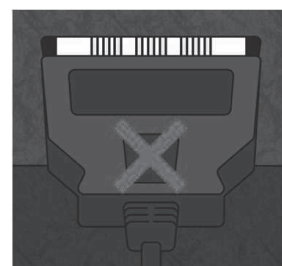
自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車



2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

24. 電子車検証の注意事項について

電子車検証は、券面に記載された「記載事項」とICタグに記録された「記録事項」を確認する必要がありますので、車検証閲覧アプリを使用して自動車検査証記録事項を印刷（又は表示）し、指定整備を実施してください。

※使用者の車検証入れ等に入っている自動車検査証記録事項が古かった場合、有効期間や使用者住所などの相違があるため、必ず確認すること。

また、備考欄に記載された情報は省略化されているため、記録事項を確認すること。

【電子車検証構成】

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報（A）のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ（B）に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のICカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

二次元コード（C）は券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。

※車検証閲覧アプリの読み込みに二次元コードを使うことは出来ません。（ICタグを読み取る必要があります。）



指定整備における同一性の確認および保安基準適合証 交付時の記載事項等の確認について ～ 確認書類の適否について ～

指定整備時に同一性の確認と保安基準適合証交付時に記載事項を確認する際の確認書類として、適切なもの（行ってよいもの）と不適切なもの（行ってはならないもの）は、次のとおりです。

○ 適切なもの（行ってよいもの）

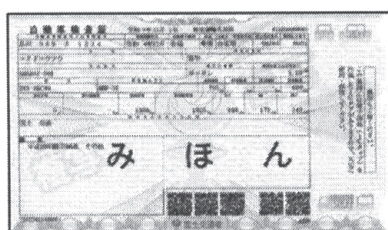
- ①自動車検査証（紙）の原本
- ②限定自動車検査証の原本
- ③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本
- ④自動車検査証返納証明書の原本
- ⑤今回の指定整備で入庫した際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面
- ⑥今回の指定整備で入庫した際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

✕ 不適切なもの（行ってはならないもの）

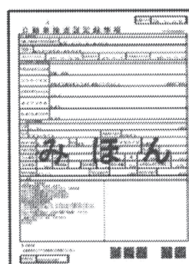
※上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはいけないものの例）

- ・自動車検査証（紙）の写し
- ・限定自動車検査証の写し
- ・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し
- ・自動車検査証返納証明書の写し
- ・自動車予備検査証（原本、写し共に）
- ・登録事項等証明書
- ・電子車検証券面記載事項
- ・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、
上の⑥以外の自動車検査証記録事項

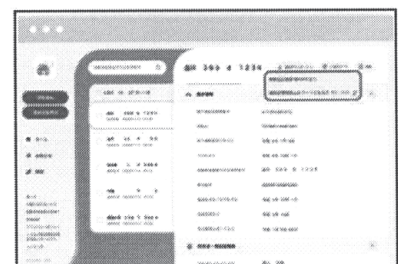
電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



25. 〃自賠責不足、による保安基準適合証の交付が多発 ～重大な違反事項です。確実な確認をお願いします～

昨年から自賠責保険期間が不足したまま保安基準適合証の交付をしてしまった事案が散見されております。

自賠法では車両法の規定にかかわらず、**継続検査**において「自賠責保険期間と車検満了日の全部が重複しないときは保安基準適合証（又は電子保安基準適合証）を交付してはならない」と規定されております。

また、車両法では自賠責保険が不足（半日不足でも対象）したまま適合証を交付した場合、違反事項として行政処分の対象になりますので、適合証（電子保適を含む）交付の際は、**保険期間の始期日及び終期日、適合証の交付日、次回車検満了日**を確実に確認するようお願いいたします。

当該事案は以下の場合に多く発生しており、**思い込み、確認不足及び知識不足が主な原因**と考えられることから、二重チェック体制を構築し十分に確認していただくようお願いいたします。

① ユーザーが持ち込みの自賠責

- ・保険期間が足りない場合があるので注意してください。

② 用途「特種」車両（普通・小型のボートトレーラを除く）

- ・**最大積載量が500kg以下**の場合は、大半の車両で車検有効期間が**2年**です。有効期間を誤らないよう注意してください。

※別紙「特種用途自動車の車体の形状別有効期間の一覧」をご確認ください。

③ OSS申請

- ・受付時間外はデータを送信しても審査されません。審査は平日の16時までです。土日等の連休を挟む場合は保険不足にならないよう注意してください。

④ 車検有効期間短縮

- ・車検有効期間を短縮する場合、申請日が適合証の有効期間（検査の日から15日間）を含め車検満了日の**2ヶ月より前**か確認してください。最終の検査申請日を記載することで短縮することも可能です。

⑤ 適合証交付時

- ・保険期間の始期日及び終期日、適合証の交付日、次回車検満了日を確認してください。

保険期間始期日 ≤ 適合証の交付日（始期日は交付日と同日か又は、交付日以前）

保険期間終期日 > 次回車検満了日（終期日は満了日の翌日以降）

26. 特種用途自動車の車体の形状別有効期間の一覧

4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
救急車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
消防車	1年	2年	2年	2年	2年	2年					
警察車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	2年※	2年					
			2年※		1年						
臓器移植用緊急輸送車	1年	2年									
保線作業車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
検察庁車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
緊急警備車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
防衛省車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
電波監視車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
公共応急作業車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
護送車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
血液輸送車	1年	2年									
交通事故調査用緊急車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					

※職務遂行に必要な放水装置を備えた自動車

4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
給水車	1年		新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
医療防疫車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
採血車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
軌道兼用車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
図書館車	1年	2年									
郵便車	1年	2年									
移動電話車	1年	2年									
路上試験車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
教習車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
霊柩車	1年	2年					2年				
広報車	1年	2年		2年		2年					
放送中継車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
理容・美容車	1年	2年		2年		2年					

4-1-3 特種な目的に専ら使用するための自動車

(1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
粉粒体運搬車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
タンク車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
現金輸送車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
アスファルト運搬車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
コンクリートミキサー車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
冷蔵冷凍車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
活魚運搬車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
保温車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
販売車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
散水車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
塵芥車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
糞尿車	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
ボート トレーラ				新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
オートバイ トレーラ				新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年
スノーモービル トレーラ				新車初回2年、以降1年	1年	1年			新車初回2年、以降1年	1年	1年

(2) 高齢者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
患者輸送車	1年	2年					1年				
車いす移動車	1年	2年					1年				

(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車（その1）

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
消毒車	1年			新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
寝具乾燥車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
入浴車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
ボイラー車	1年			新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
検査測定車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
穴掘建柱車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
ウインチ車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
クレーン車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
くい打車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				
コンクリート作業車	1年	2年		新車初回2年、以降1年	2年	1年	2年				

(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車（その2）

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
コンベア車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
道路作業車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
梯子車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
ポンプ車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
コンプレッサー車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
農業作業車	1年		新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
クレーン用台車	1年	2年		2年		2年					
空港作業車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
構内作業車		2年									
工作車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
工業作業車	1年	2年		2年		2年					
レッカー車	1年	2年		2年		2年					
写真撮影車	1年	2年		2年		2年					
事務室車	1年	2年		2年		2年					
加工車	1年	2年		2年		2年					
食堂車	1年	2年		2年		2年					
清掃車（塵芥等）	1年		新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
（清掃用）	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					

(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車（その3）

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
電気作業車	1年	2年		2年		2年					
電源車	1年	2年		2年		2年					
照明車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
架線修理車	1年		新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					
高所作業車	1年	2年	新車初回2年、 以降1年	2年	1年	2年					

(4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車

車体の形状	項目 乗車定員 11人以上	乗 車 定 員 10 人 以 下									
		自 家 用					事 業 用				
		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg		積載量 なし	車両総重量<8000kg		車両総重量≧8000kg	
			積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg		積載量>500kg	積載量≦500kg	積載量>500kg	積載量≦500kg
キャンピング車	1年	2年									
キャンピング トレーラ		2年									
放送宣伝車	1年	2年									

27. 車検時における総走行距離の確認の徹底について

指定工場における自動車検査証への走行距離計表示記載については、保安基準適合証に記載された走行距離計表示値が記載されますが、記載した走行距離の誤りが散見されております。

指定整備における走行距離の確認については、二重チェック等の確実な確認をお願いいたします。

■走行距離の誤りは、主に以下の場合に起きています

- ・ 継続検査の入庫時に走行距離を確認したところ、前回車検時より走行距離が下回っており、誤りが発覚。
- ・ OSS申請した際に、走行距離計表示値が前回車検時の走行距離より下回っているため、却下処理を受け誤りが発覚。
- ・ 車検更新後にユーザーより指摘を受け、誤りが発覚。

■走行距離の誤りが起きた場合の対応について

【車検証備考欄の走行距離を訂正する場合】

- ・ 前回車検時の正しい走行距離が確認できる書類がなければ訂正することができません。（指定記録簿、作業指示書等）

【車検証備考欄の走行距離を訂正しない場合】

- ・ 電子保適の場合は、走行距離表示値欄の選択ボタンを「km 解除」を選択してください。

この場合、メーター改ざんや二重車検を防ぐため、車検証備考欄に「走行距離記録最大値」が記載されます。

自動車検査証
備考 [走行距離計表示値]○○○km (令和○年○月○日) ← [旧走行距離計表示値]○○○km (令和△年△月△日) ← <u>[走行距離記録最大値]○○○km (令和○年○月○日) ←</u>

検査員の皆様の負担低減活動 ～保安基準適合性の判断事例について～

目次

1. 本資料の目的
2. 法規建付けの確認
3. 保安基準適合性の主な判断フロー
4. 事例A
5. 事例B

1. 本資料の目的

・現場でこんなことに困る事ありませんか・・・

・この資料では、検査時に判断に困る車両が入庫した際に、
判断するための何を調べ、どのように判断すべきなのか直近の事例を基に紹介

・関係する法令を正しく理解し、判断に悩んだ際の参考資料にしてほしい

※この資料はあくまで参考事例として作成したものです。法令解釈の参考情報としてご活用ください。検査員の方は、必ず関係法令を確認の上、適切な判断を行ってください。

2. 法規建付けの確認

＜指定自動車整備事業者（指定工場）が行う検査に係る主な法令と関係性＞

道路運送車両法（法律）登録、検査、整備、安全性、環境保全などの基本ルール

└─ 道路運送車両の保安基準（省令）法律に基づき、自動車が満たすべき技術的な安全・環境基準
└─ 保安基準の細目告示（告示）

└─ 指定自動車整備事業規則（省令）

指定工場が、保安基準に適合する点検整備・検査を行うための体制、設備、手順、記録、管理等の規則

自動車整備事業の取扱い及び指導要領（依命通達）

法律・省令等を現場でどのように運用、指導するのかを具体的に示した行政通達

審査事務規程（NALTEC規程）

自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うため、審査の実施方法に関する事項等を定めたもの

指定工場の自動車検査員は、「審査事務規程」に定める審査方法により、

「指定自動車整備事業規則」に定めた検査を実施し、「保安基準」の適合性を判断する

= 適合性の判断は、該当する装置の**保安基準**や**審査事務規程**を読み解き判断する

2. 法規建付けの確認

■ 公道で自動車を走らせる場合・・・

- ・公道を走る殆どの自動車には**道路運送車両法**が適用され、この法律を守らなければならない
- ・自動車の検査もその法律で定めたルールのものであり、それらを守らないと厳罰を受ける可能性もある

■ 道路運送車両法とは・・・

- ・自動車の登録、検査、点検整備、安全性、環境保全等の基本ルールを定める最上位の法律
- ・ここで定められた基本ルールを実施するために各基準や規則、通達等が定められている

＜道路運送車両法で記されている事 全8章＞

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 自動車の登録等（第4条～第39条）

第3章 道路運送車両の保安基準（第40条～第46条）

第4章 道路運送車両の点検及び整備（第47条～第57条の2）

第5章 道路運送車両の検査等（第58条～第76条）

第6章 自動車の整備事業（第77条～第96条）

第7章 雑則（第97条～第105条の2）

第8章 罰則（第106条～第113条）

2. 法規建付けの確認

■ 道路運送車両の**保安基準**とは・・・

- ・法律に基づき、自動車が満たすべき**技術的な安全・環境基準**

- ・保安基準には3つの節があり、対象車別に細かな基準が定められている（＝保安基準の細目告示）

第1節：**型式指定を受けた自動車**で新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準

第2節：**型式指定を受けてない自動車**（改造、輸入車等）で新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準

第3節：**使用の過程にある自動車**（改造等による変更がない）の保安基準

■ 自動車の**検査**とは・・・

- ・道路運送車両法によって定められた、**国土交通大臣が行う検査**

- ・自動車は、この検査を受けて**有効な自動車検査証**（車検証）の**交付**を受けないと公道で走行ができない

■ 検査は**どのように実施**されるのか・・・

- ・実施の方法は、「新規検査」、「継続検査」等の検査の種別毎に定められている

■ **継続検査**を実施する場合は・・・

- ・車検証の有効期間後も使用する場合は、**現車を提示し**（＝検査場へ持込み）、**国土交通大臣の検査**が必要
- ・検査の結果、**保安基準に適合する**と認められると新たに有効期限が更新される

2. 法規建付けの確認

■ 指定自動車整備事業とは…

- ・国が定める検査等の設備、および国が認めた自動車検査員を有する事業場（＝指定工場）
- ・国土交通大臣の行う**検査の一部を代行し、保安基準適合証**を交付することが出来る

■ 保安基準適合証とは…

- ・指定工場が**国が定めた基準により点検・整備し**、検査員が**保安基準に適合する**と認めた時に交付する
- ・国へ適合証を提出することで、継続検査時に必要な**“現車の提示”に代えることが可能**（検査場への持込不要）

■ 指定工場での検査の基準や実施方法は…

- ・検査員は**指定自動車整備事業規則**で定めた検査を「独立行政法人 自動車技術総合機構（自動車機構）」が定める**審査事務規程**に準じて実施することとされてる

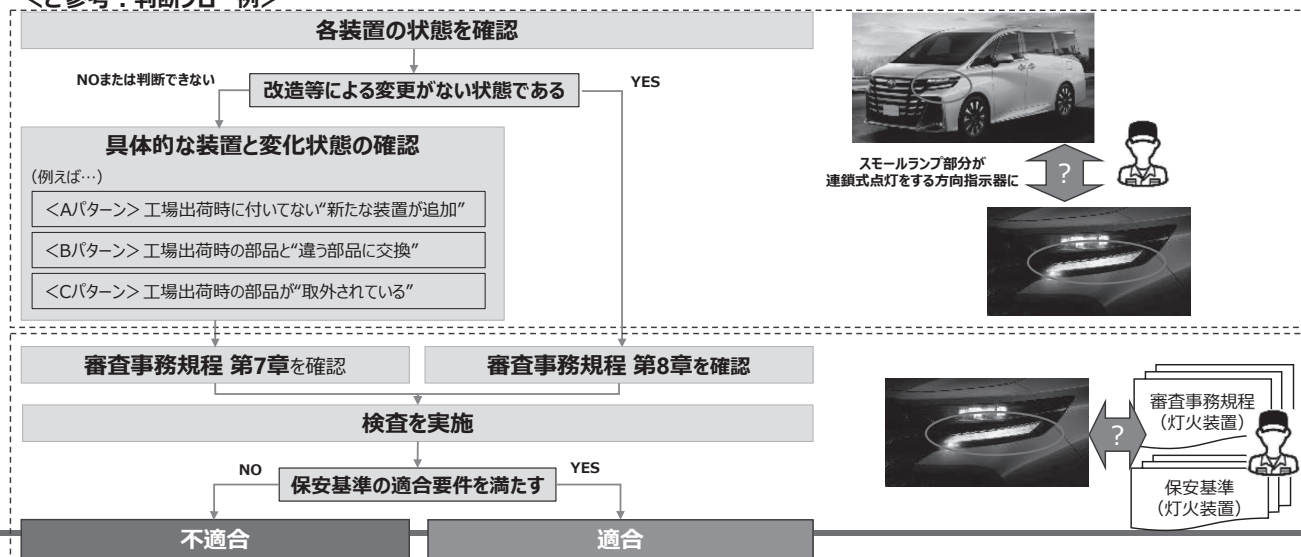
■ 審査事務規程とは…

- ・自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うため、審査の実施方法に関する事項等を定めたもの
- ・使用過程車の**改造等による変更が“ない”装置**の検査は**第8章**に基づいて行う
- ・使用過程車の**改造等による変更が“ある”装置**の検査は**第7章**に基づいて行う

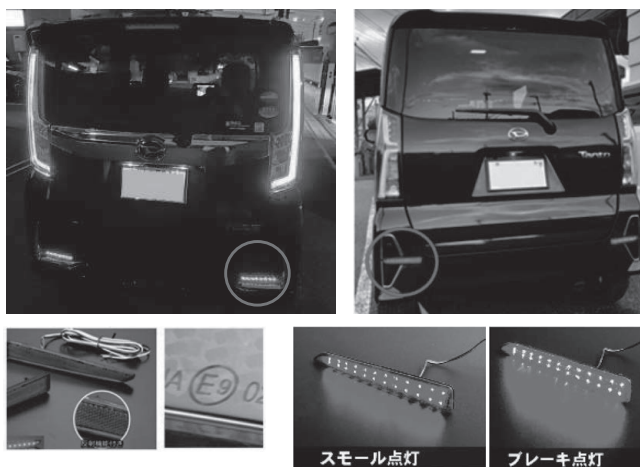
3. 保安基準適合性の主な判断フロー

検査員は車両の**具体的な変化状態等を見極め**、（改造等による変更がない状態であるか）該当する装置の審査事務規程や保安基準の内容から適合性を判断する必要があります

＜ご参考：判断フロー例＞



4. 事例A LED付後部反射器（1）前提条件



項目		内容
①	参考 題材 車種	題材a.ダイハツ ムーヴカスタム LA150S 題材b.ダイハツ タントカスタム LA650S
②	変更点	純正後部反射器から、社外の LED付後部反射器に交換されている
③	状況	LEDは尾灯 / 制動灯と連動して点灯

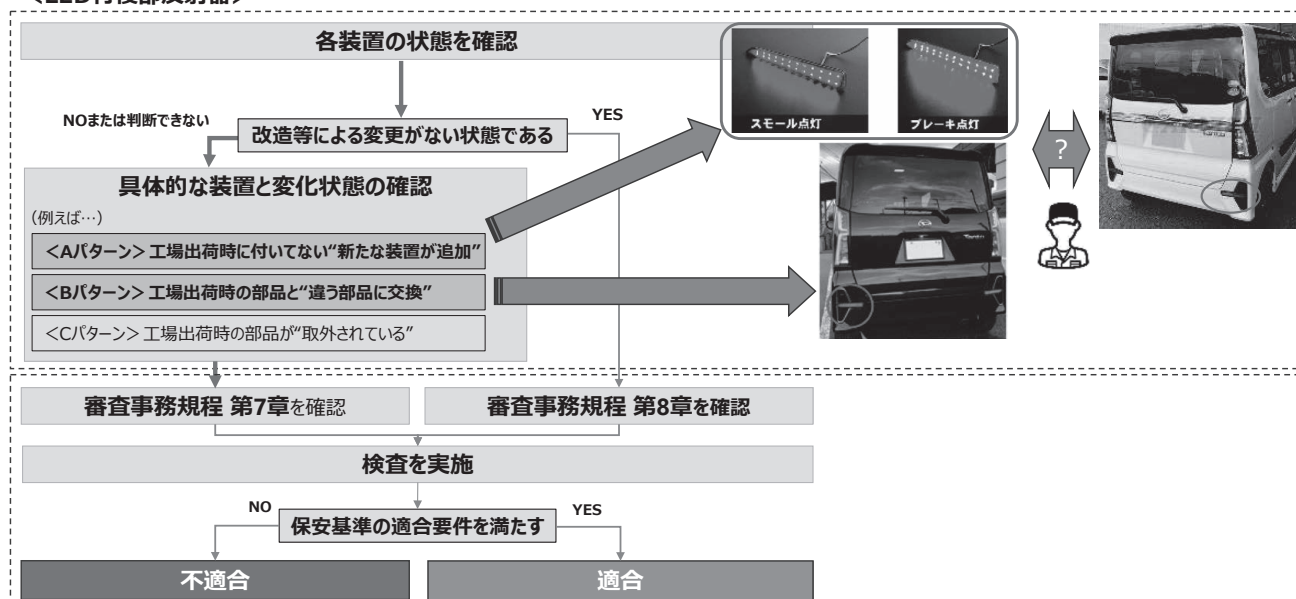
4. 事例A LED付後部反射器（2）着眼点

一つの部品に対して、複数の役割をしていることを確認しながら法規適合判断する
 └ 一つの部品で一つの役割ではないことに注意



4. 事例A LED付後部反射器（2）着眼点

<LED付後部反射器>



4. 事例A LED付後部反射器（3）確認箇所

確認必要項目		法規適応確認箇所	
①	<Bパターン> 工場出荷時の部品と“違う部品に交換” 後部反射器	審査事務規程 7-85	
②	灯火を確認する際には先ずはここから その他灯火等の制限	”	7-96
③	尾灯 ↑ <Aパターン> 工場出荷時に付いてない“新たな装置が追加”	”	7-81
④	↓ 制動灯	”	7-88

4. 事例A LED付後部反射器（４）法規適合判断、考察

後部反射器としての要件（研修用として一部抜粋）		判断	審査事務規程
反射光の色	赤色	○	 7-85-2性能要件
面積	10cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・反射部の上縁高さ1.5m以内、下縁高さ0.25m以上（H18.1.1～）	○	 7-85-3取付要件
見通し範囲	・水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30°の平面及び後部反射器の外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。	○	 7-85-3取付要件見通し範囲

題材a.ムーヴ



下縁高さ：32cm

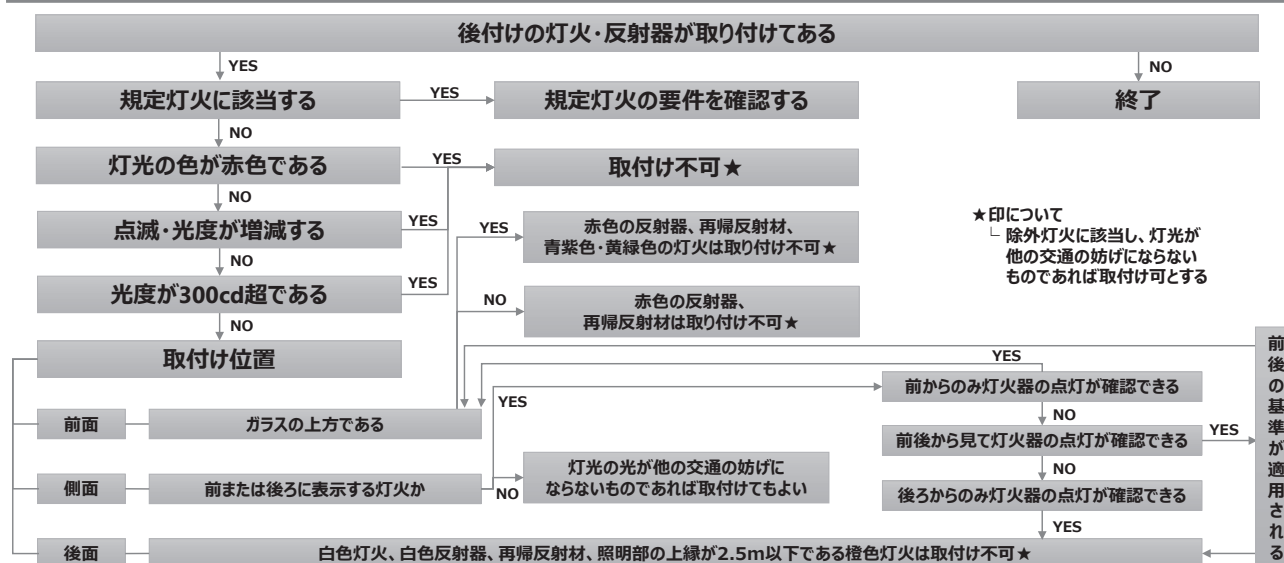


題材b.タント

下縁高さ：46cm

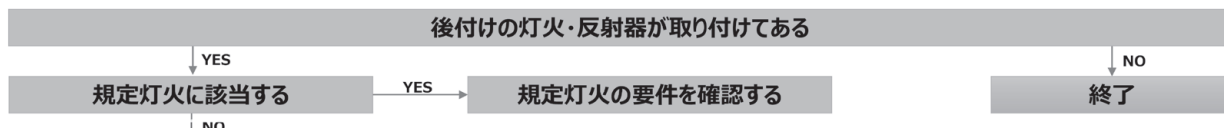
4. 事例A LED付後部反射器（４）法規適合判断、考察

その他灯火等の制限 判断フローチャート

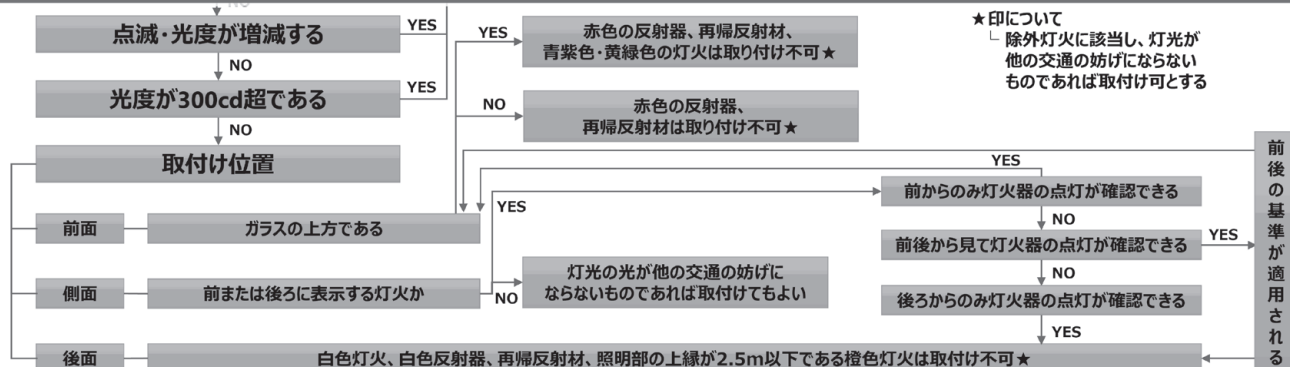


4. 事例A LED付後部反射器（４）法規適合判断、考察

その他灯火等の制限 判断フローチャート



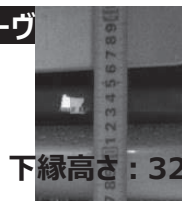
今回追加で取り付けられた灯火は、尾灯・制動灯として作用しているので該当の要件を確認



4. 事例A LED付後部反射器（４）法規適合判断、考察

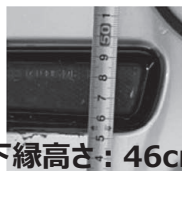
尾灯としての要件（研修用として一部抜粋）		判断	審査事務規程
反射光の色	赤色	○	 7-81-2性能要件
明るさ	5W以上30W以下（H18.1.1～）	○	
面積	15cm ² 以上	○	
取付け位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・照明部の上縁高さ2.1m以内、下縁高さ0.35m以上（H18.1.1～）	題材a.ムーヴ：× 題材b.タント：○	 7-81-3取付要件
見通し範囲	尾灯の照明部は、自動車の後方の次の範囲において、全ての位置から見通すことができるものであること ・尾灯の中心を含む水平面より上方15°と下方15° ・尾灯の中心を含む鉛直面より内側方向45°と外側方向80°	○	 7-81-2性能要件2

題材a.ムーヴ

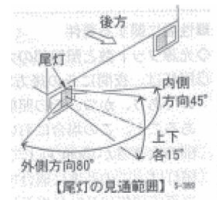


下縁高さ：32cm

題材b.タント



下縁高さ：46cm



4. 事例A LED付後部反射器（４）法規適合判断、考察

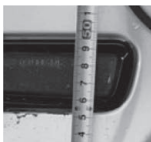
制動灯としての要件（研修用として一部抜粋）		判断	審査事務規程
反射光の色	・赤色	○	 7-88-2,7-88-3
明るさ	・尾灯または後部上側端灯と兼用のものは尾灯のみまたは後部上側端灯のみを点灯したときの光度の5倍以上 ・15W以上60W以下（H18.1.1～）	○	
面積	・20cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・照明部の上縁高さ2.1m以内、下縁高さ0.35m以上（H18.1.1～）	題材a.ムーヴ：× 題材b.タント：○	
見通し範囲	制動灯の照明部は、自動車の後方の次の範囲において、全ての位置から見通すことができるものであること ・制動灯の中心を含む水平面より上方15°と下方15° ・制動灯の中心を含む鉛直面より内側方向45°と外側方向45°	○	

題材a.ムーヴ

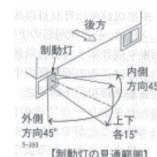


下縁高さ：32cm

題材b.タント



下縁高さ：46cm

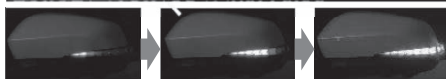


4. 事例A LED付後部反射器（４）法規適合判断、考察

確認必要項目		法規適合判断
①	後部反射器	○
②	その他灯火等の制限	本事例は規定の灯火に該当 (本事例は「その他灯火等」に該当しない)
③	尾灯	題材a.ムーヴ：× 題材b.タント：○
④	制動灯	題材a.ムーヴ：× 題材b.タント：○

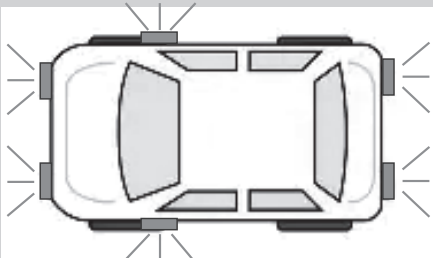
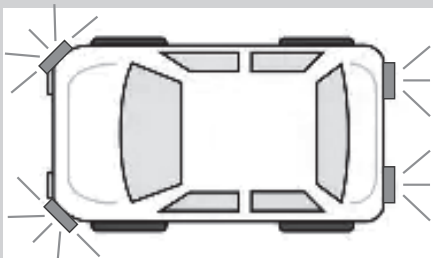
- ・題材a.ムーヴは尾灯、制動灯の高さの要件が満たせていないため不適合
- ・題材b.タントは後部反射器、尾灯、制動灯の要件を満たしているため適合

5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（1）前提条件



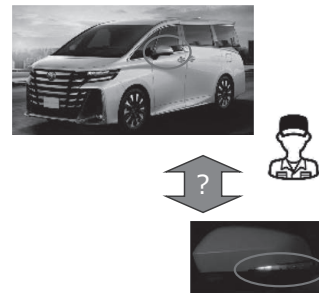
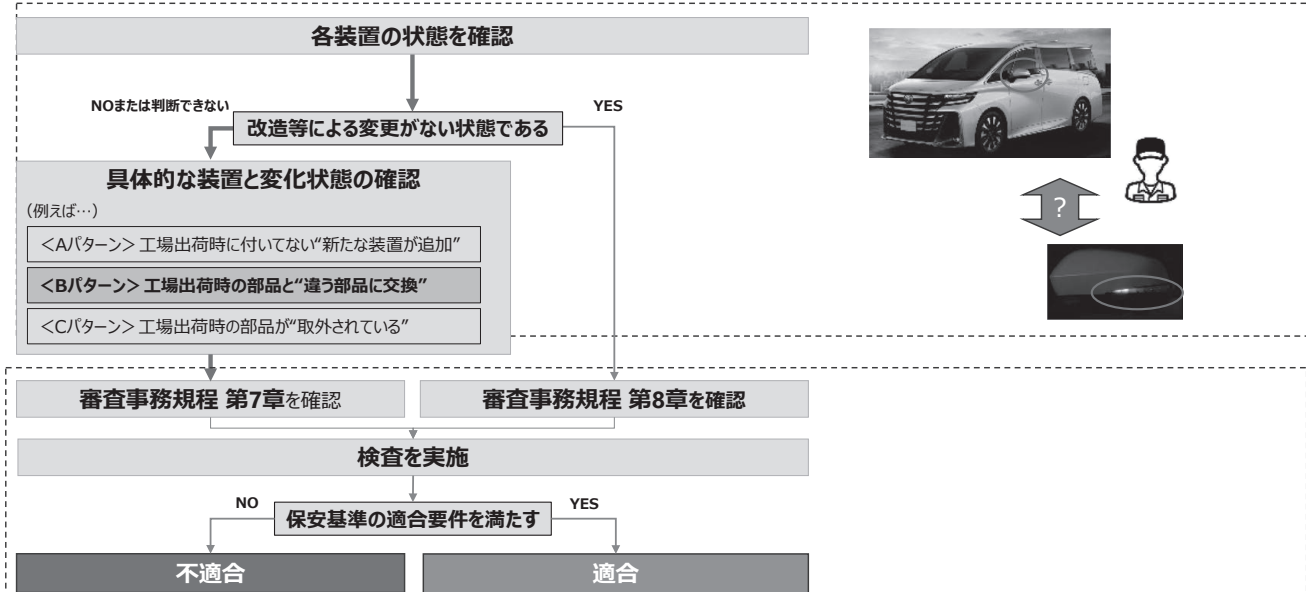
項目		内容
①	参考 題材 車種	題材a:トヨタ ヴェルファイア 40系 題材b:トヨタ ハイエース 200系
②	変更点	a.純正で側面に備える方向指示器がドアミラーに付いている状態から、社外の連鎖式点灯をする方向指示器に交換されている b.純正で側面に備える方向指示器がドアミラーに付いていない状態から、社外の連鎖式点灯をする方向指示器が取り付けられている
③	状況	2台とも、灯光の色・光源のW数・取付位置・個数制限・点滅周期はOK。 問題はドアミラーへの連鎖式点灯をする方向指示器の取付け可否

5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（2）着眼点

題材a.ヴェルファイアの場合	題材b.ハイエースの場合
	
前面に備える方向指示器と側面に備える方向指示器が別々のパターン	前面に備える方向指示器が側面に備える方向指示器を兼ねているパターン

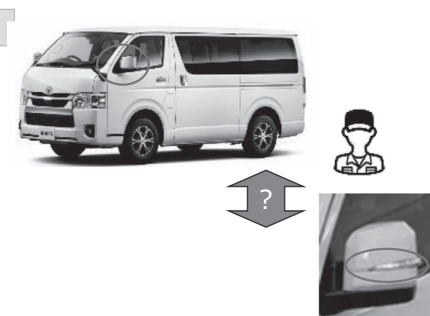
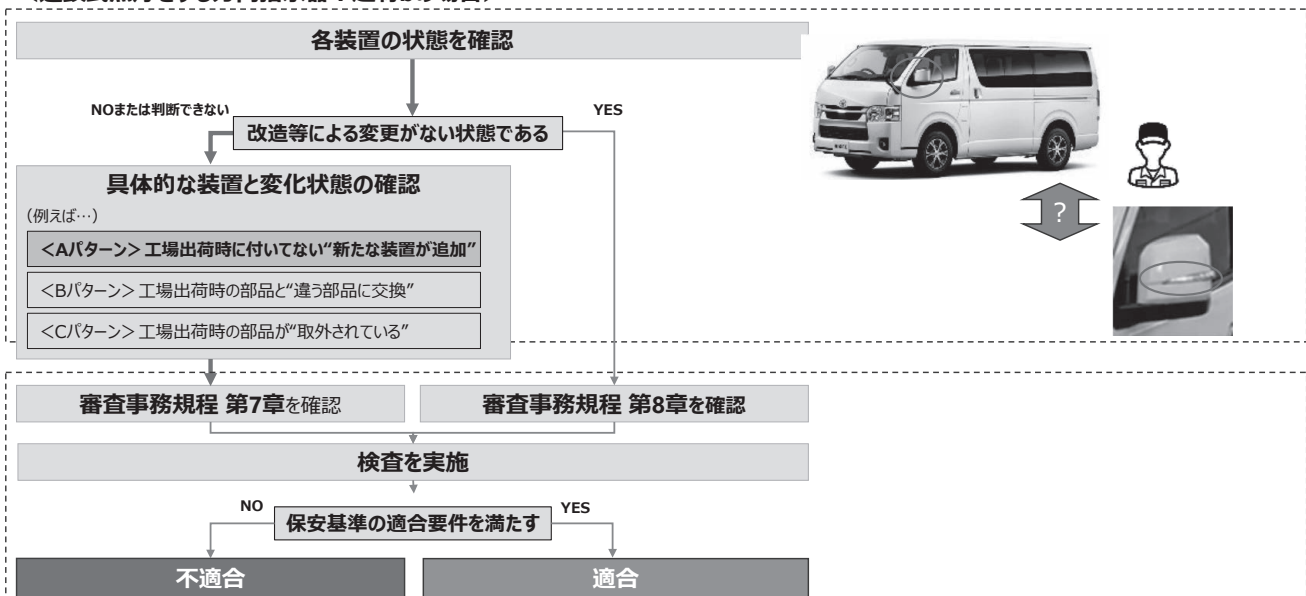
5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（2）着眼点

<連鎖式点灯をする方向指示器：題材aの場合>



5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（2）着眼点

<連鎖式点灯をする方向指示器：題材bの場合>



5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（3）確認箇所

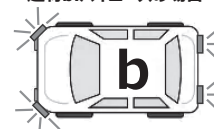
確認必要項目		法規適応確認箇所	審査事務規程
①	方向指示器	審査事務規程 第1章 総則 1-3 用語の定義（連鎖式点灯）	 総則

- ・連鎖式点灯をする方向指示器は側面に備える方向指示器としては使用できない
- ・側面に備える方向指示器には後方からの見通し要件がある

題材a.ヴェルファイアの場合



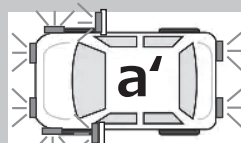
題材b.ハイエースの場合



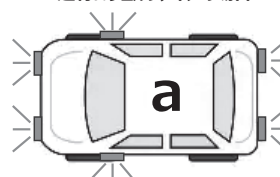
5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（4）法規適合判断、考察

方向指示器の制限としての要件（研修用として一部抜粋）		法規適合判断
題材a.ヴェルファイア	ドアミラーに取り付けられた方向指示器が、側面に備える方向指示器としての役割を担っている →連鎖式点灯をする方向指示器は側面に備える方向指示器としては使用できない	×
題材b.ハイエース	前面に備える方向指示器が側面に備える方向指示器の役割を担っている →連鎖式点灯をする方向指示器を補助方向指示器として使用できる	○

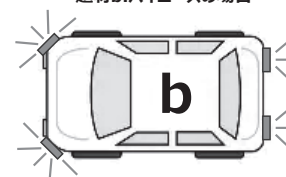
工場出荷時にフロントフェンダーに側面に備える方向指示器が付いている車両には、補助方向指示器としてドアミラーに連鎖式点灯をする方向指示器の取付けが可能



題材a.ヴェルファイアの場合



題材b.ハイエースの場合



5. 事例B連鎖式点灯をする方向指示器（４）法規適合判断、考察（ご参考）

一部、ドアミラーに連鎖式点灯をする方向指示器を
補助方向指示器として採用しているディーラーオプションあり

【日産】



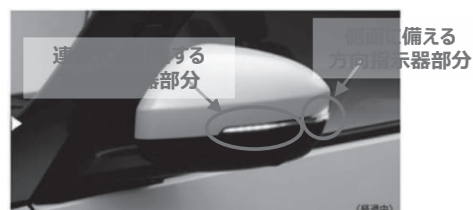
アリア ノート ルークス セレナ
エクストレイル 等

【三菱】



デリカミニ ekクロス 等

側面に備える方向指示器と連鎖式点灯をする
方向指示器の２つの役割をすることで法規適合



当該資料に関するご意見アンケート

・このアンケートは、研修会で使用された本資料に関するご意見を集め、今後の資料作成・改善に役立てることを目的としています。率直なご感想やご要望をお聞かせください。

研修会資料に関するご意見アンケート



・アンケート回答URL

<https://forms.office.com/r/AP01bdJMSK>

29. 自動車整備業賠償共済保険（受託車保険）のご案内

自動車整備業賠償共済保険(受託車保険)は自動車整備工場様向けに設立され、振興会会員様のみ加入できる保険です。そのため団体契約により割安な保険料となっておりますので現在ご加入の保険内容の見直しや、新たにご加入をお考えの事業者様は、業務遂行中の万が一に備えぜひご検討ください。

※パンフレットのご請求などのお問い合わせは、当会業務課までご連絡ください。

日整連 加入資格 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。



自動車整備業賠償共済保険

自動車整備業を取り巻く**リスク**を**カバー**します。

基本契約

受託自動車保険

車検で預かった車を納車に行く途中で、歩行者をはねてしまい、死傷させた。



PL保険(生産物賠償責任保険)

納車後、整備不良が原因でタイヤが外れ、そのタイヤが歩行者を直撃してケガをさせた。



施設賠償責任保険

工場の看板が外れて、歩行者を直撃して、ケガをさせた。



オプション契約

車両賠償保険(自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。



火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



&Ucar契約

&Ucar自動車保険

販売用中古車を運転して移動中に歩行者をはねてしまい死傷させた。



&Ucar車両特約

販売用中古車同士をぶつけて車にキズがついてしまった。



会員の皆様(整備事業者)の業務遂行中の事故はお客様が加入している任意の自動車保険が適用されません。万が一のために自動車整備業賠償共済保険の加入をおすすめします。



全国で約30,000事業場が加入している整備事業者のための保険です。



※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店またはお取扱窓口にお問い合わせください。

【保険契約者】

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL: 03-3404-6141

【取扱代理店】

一般財団法人 全国中小企業共済財団(全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL: 03-3264-1511

【お取扱窓口】

一般社団法人福島県自動車整備振興会

TEL 024(546)3451

日整連 自動車整備業賠償共済保険のメリット(当社比)



セット加入のメリット(当社比)

日整連「自動車整備業賠償共済保険」は自動車整備業を取り巻くリスクに対し、1回の手続きで加入できます！

基本契約

- 受託自動車保険
(整備受託自動車保険特約)
- PL保険
(生産物賠償責任保険)
- 施設賠償責任保険

オプション契約 (任意選択)

- 車両賠償保険 (自動車管理者賠償責任保険
+ 運搬 (レッカー) 受託車賠償責任特約
+ 窓ガラス修理費用補償特約)
- 車両補償保険 (上記の車両賠償保険
+ 火災保険水災保険特約)

補償範囲のメリット(当社比)

一般に販売している保険商品では、保険種目ごとに契約する必要がある。また、個別に組み合わせて保険加入しても、下記のように補償されないケースもあります。

事故形態	日整連 自動車整備業賠償共済保険	一般に販売している商品 (当社商品)
整備の技術的ミスによる、納車後の車両自体 (完納車) の損害	PL保険 (生産物賠償責任保険) で補償されます。 ※お支払いする保険金の額は、損害の合計額に85%を乗じて得た額となります。	車両自体 (完納車) の損害のうち、整備該当箇所の損害はPL保険では補償されません。
単なる運搬※を依頼された車両損害 ※「単なる運搬」とは加入事業者が自工場での修理・整備を前提とせず、警察や使用者など他人から依頼を受け自動車 (事故車・故障車) をレッカー車で単に運搬することをいいます。	車両賠償保険の運搬 (レッカー) 受託車賠償責任特約で補償されます。	自動車管理者賠償責任保険では、単なる運搬を依頼された車両の損害は補償されません。
洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などによる保管中の受託車の損害	車両補償保険の火災保険水災保険特約で補償されます。	普通火災保険 (一般物件用) に、拡張補償特約を付帯して補償することが考えられますが、各受託車の保険金額を設定し、それぞれの特約保険料を算出する必要があります。引受のための事務手続きが煩雑であるため、場合によってはお引き受けできないことがあります。
受託車を保管施設外で管理している間で、移動中に発生した飛び石等による窓ガラスの損害	車両賠償保険の窓ガラス修理費用補償特約で補償されます。 ※賠償責任が発生する場合は自動車管理者賠償責任保険での支払いとなります。	自動車管理者賠償責任保険も含め、「自動車整備業賠償共済保険」以外の保険では補償されません。

補償内容は「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをあわせてご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

22-1975 (23.01)

Memo